

被疑者・被告人の留置・接見・取調

——ニューヨーク州を中心に——

渡 辺 修

はじめに

- (一) 被疑者・被告人の取調と弁護人の立会権
 - (二) 被疑者・被告人の取調の生理と病理
 - (三) 被疑者・被告人の留置・接見・取調
- おわりに

はじめに

被疑者・被告人の留置・接見・取調の適正化は、我国刑事司法のもっとも重大な課題である。そこで、かかる課題解決の方向を考えるため日米比較法上の素材を整理するのが本稿の目的である。本稿は、三つの柱で構成される。

被疑者・被告人の留置・接見・取調 渡辺

(四三二) 一五九

第一に、取調の規制と弁護士依頼権の保障に関するニューヨーク州（以下、NY州）の判例法の概観である。第二に、そうした判例法のもとでなされる取調の例としてアイゼンバーグ事件と、取調中の拷問事件の例としてNY市警察本部一〇六分署スタンガン拷問事件とを紹介する。第三に、被疑者・被告人の留置、接見、取調の実状の紹介である。ここで、アメリカ連邦法ではなく州法を取りあげる意味を明らかにしておく。第一に、我国で取調の適正化、代監問題、接見交通のあり方等を議論する際、アメリカとの比較研究は、従来から豊かな議論の素材を提供している。しかし、比較研究を実りのあるものにするには、犯罪の実状、その市民の受け止め方、刑事司法諸機関の対応等のトータルな把握の必要がある。ところで、アメリカでは、刑法・刑事訴訟法・矯正法などを定め市民生活と密接に接しながら、トータルな刑事司法制度を整えているのは州である。連邦法や連邦最高裁の判例法は、州の刑事司法制度のあり方に対して指導的な意味をもつが、全体としては断片的な刑事司法制度に留まる。また、被疑者・被告人の権利保障については、州によってもずいぶん差がある。連邦に比し州のほうがすぐれている場合もある。この意味で、アメリカ法の理解には州法の理解が欠かせない。第二に、取調の適正化等の問題について、指導的な連邦判例法の原理を我国に継受することの当否を判断するには、アメリカにおける取調の実情、判例が実務に与えている効果等の正確な調査を要する。代監の存廃等立法問題の素材を得る上ではなおさらである。しかも、我国との比較可能な研究を進めるには、軽微犯罪を含むトータルな刑事法を執行する州の取調の実態を明らかにする作業が不可欠である。⁽¹⁾第三に、NY州を選んだ理由は、以下概観する被疑者・被告人の取調と弁護士権保障についてはNY州が進歩的であること、先に職務質問に関する比較研究の対象にしたことがあり、取調を行なう警察の質について

の一定の蓄積のあること⁽²⁾、一九八四年から八六年までNY州イサカにあるコーネル大学で研修したこと等である⁽³⁾⁽⁴⁾。

(1) 州法研究の方法については、ローク・M・リード／井上正仁／山室恵『アメリカの刑事手続』（一九八七年）を参考にした。

(2) 拙著・職務質問の研究（一九八五年）参照。

(3) 拙稿「コーネル・ロー・スクールと法学教育」神戸学院法学一七卷一号（一九八六年）一三三頁参照。

(4) 本稿は、一九八九年四月四日、大阪弁護士会人権擁護委員会第九部会（接見交通問題検討小委）にて行った講演原稿に基づくものであるため、既発表の研究と一部重複する。

(一) 被疑者・被告人の取調と弁護人の立会権

一 第一の柱に入る。アメリカでは、被疑者の取調の規制、弁護人との接見の保障を考えるとときには、連邦最高裁が示した二つのルールが重要な意味を持つ。ひとつはマクナブ・マローリ・ルールである⁽¹⁾。マクナブ事件とは、連邦捜査機関により殺人の容疑で三名の被疑者が逮捕されたが、連邦事務所の拘禁室に一四時間、その後カウンティ・ジュイルで計二日間拘束され、その間に何度か連邦事務所へ連行されて取調をうけ、自白した事件である。最高裁は、逮捕後裁判所面前で行なわれるアレインメント（勾留質問）のために引致するにあたり、不合理な遅滞のあるときその間に得られた自白は排除されるとした。この趣旨がマローリ事件でも確認された⁽³⁾。つまり、逮捕から裁判所面前への引致までの時間を短縮し、捜査機関が身柄拘束中の被疑者を長く自己の管理下におくのを防ぎ、よって違法取調がなされる機会を少なくしようとしたといえる。また、裁判所が弁護人依頼権の告知を行い、権利保障

の機会も与える意味をもった。この趣旨はその後、各州の法律や判例にも影響を与えている。

しかし、取調を直接規制し、弁護士との面会を保障することを狙ったのは一九六六年のミランダ・ルールである。⁽⁴⁾これは、身柄拘束中の取調に先立ち、次の内容の権利などの告知をしなければならなかった。黙秘権、供述したことは不利にも有利にもなること、弁護士依頼権、取調の際の弁護士立会の請求権、公選弁護士請求権である。同時に、黙秘権の行使や弁護士との面会の請求がなされると、取調を停止しなければならないとした。こうした要件に反して得られた自白は、直ちに証拠排除される。このルールは、NY州にも適用される。

二 さて、NY州では、取調規制のために、連邦最高裁の判例法をさらに進めて、独自の判例法を展開している。取調の際、弁護士立会の権利を放棄するのには、弁護人の立会が必要であるというルールである。以下、このルールについて概観する。まず、起訴後の取調に関する「デイヴィー・エイシー」事件⁽⁵⁾がかかるルールの先例的意味をもつ。この事件では、被告人所在不明のまま、殺人罪につき正式起訴がなされた。数年後に被告人が自首してきたが、そのおりの取調では弁護人の立会がなかったというものである。判決は、正式起訴後アレイメントのために出頭してきた被告人につき、⁽⁶⁾ 弁護士なしに尋問して得られた自白は、⁽⁷⁾ 弁護権侵害によるもので、許容されないとした。その後、⁽⁸⁾ メイヤー事件では、アレイメント手続以後であれば、⁽⁹⁾ 弁護人の立会のない取調は許されないとした。

他方、ドノバン事件⁽⁷⁾は、起訴前の取調に関するもので、本件被疑者は殺人容疑で逮捕され、警察署での取調に対して、自白したものである。ただ、取調中に被疑者の家族が選任した弁護士が面会を求めたが、警察がこれを拒絶したという事情があった。判決は、逮捕後身柄拘束中の者に対して弁護人の立会なき取調をすることは、自己負罪

拒否特権と弁護権を侵害しているとして、自白の証拠能力を否定した。本件で特徴的なのは、自白排除の根拠を自己負罪拒否特権と弁護権とを共に保障する必要性に求めた点である。すなわち、「依頼人が、捜査当局より身柄を拘束されているとき、弁護人が与えることのできるもっとも重要な保護は、依頼人の自己負罪拒否特権を擁護すること」にあると指摘した。アーサー事件は、ドノバン・ルールを一步前進させた。本件は、別事件で既に被疑者の弁護をしていた弁護士が、殺人未遂で被疑者が逮捕されたのを知り直ちに警察署へ赴き接見を申し込んだ。捜査官が取調は数分で終わるので待つように言ったので待機していると、その間に被疑者は供述録取書に署名していたというものである。判決は、弁護人がいることを警察が認識している以上は、被疑者が弁護人の立会のもとで弁護権の放棄をしない限り、弁護権の立会なしに被疑者の取調を行えないとした。

かくして、被疑者が逮捕等身柄拘束中であり、かつ、既に弁護人を選任している場合、または、手続がアレイメントの段階か公訴提起がなされた後になると、取調にあたりまず弁護人の立会の下で弁護権を放棄しない限りは弁護人立会のない取調は許されないというルールが確立した。これを取調における必要的弁護のルールといえよう。

三　ただ、一九七〇年代に入り、一部の判例が被疑者が任意に弁護権を放棄すれば取調は行えると判断したため、このルールも若干の動搖をみせた。しかし、七六年にホブスン事件⁽⁸⁾は、こうした判例を明確に破棄する。本件の被疑者は、弁護人の立会のもとにライン・アップ手続に参加したが、弁護人が退室した後取調が行なわれた。被疑者は弁護権を放棄して自白している。判決は、アーサー・ルールを再確認し、既に弁護人が選任されている以上、弁護人の立会の下で被疑者が弁護権の放棄をしない限り弁護人の立会なき取調は許されないとした。判決は、法学

知識のない一般人にとって、単に弁護権の告知をただけでは意味がないとする。被疑者の利益を考慮して助言する者が立ち会ってこそ、被疑者の真意に反した放棄を防ぐことができるという点を強調している。続いて、セトルス事件⁽¹⁰⁾では、正式起訴後、身柄拘束中の被告人がライン・アップ手続に付される場合、弁護権を放棄するにはメイヤー・ルールの適用があるとした。判決は、既に正式起訴により正式の司法手続が開始している以上、弁護人の援助は不可欠なものとなっており、弁護権は当然に発生しているとした。従って、現に選任または任命された弁護人がいなくとも、ともかく弁護権放棄はあくまで弁護人の立会をえてからはじめて行えるとしたのである。この趣旨が起訴後の取調にも当然に適用があるものとしてその後の判例で引用されている。

以上が、必要的弁護のルールの概観である。ただ、ホブスン・ドノバン・ルールは、被疑者が既に弁護人を選任しているときにのみ適用がある。従って、弁護人を現に選任していない被疑者については、任意に弁護人依頼権を放棄すれば、取調を行なうことができることになる。実務もかかる形での取調・自白採取に力を注いでいるとみれる。⁽¹¹⁾

四 さて、以上の取調における必要的弁護のルールの応用として、次に紹介するアイゼンバーグ事件とも若干関連するが、別件逮捕勾留の規制について触れたい。軽微な別件で逮捕・勾留した上で重大な本件について取調を行なうことはNY州でも見受けられる。しかし、アーモ事件⁽¹²⁾では、別件と本件との取調の密接な関連性に注目してマイヤー・ルールを適用した。この事件では、被疑者は傷害容疑で逮捕され、アレイメント手続を受け、公設弁護士が付された。この別件での勾留中に一度、そして、保釈されてから出頭を求められて一度、本件たる殺人の取調を

受け自白している。その際、まず別件の傷害についての質問を枕にしながら、徐々に殺人についての質問に移るという手法が用いられた。別件の傷害については既にアレインメントを経ているから、メイヤー・ルールにより弁護人の立会なき取調は許されない。そこで、判決は、傷害について許されていない取調を利用して本件の殺人の取調を円滑に進めるようにし、しかも、本件について自白をえて、その目的を達成していることを重視して、そこに弁護権侵害を認めた。ロジャース事件は、これを更に一步進めた。本件の被告人は本件強盗について取調を受けていたが、弁護人が取調の中止を求めた。そこで、警察官は本件とは無関係の別件について、取調を始めた。その過程で被告人が本件について自己に不利益となる供述をしたものである。判決は、ホブスン・ルールの趣旨を徹底するために、一旦弁護人が選任されている以上、その被疑者に対しては弁護人の立会なき限り、いかなる被疑事実についても取調はできないとした。取調の対象が、弁護を依頼された事件に関連するか否かでホブスン・ルールの適用を判断することは、弁護人に対する被疑者の期待を損ない、弁護機能を麻痺させると判断したのである。

こうした事例を通して伺えるアメリカでの別件逮捕勾留は、別件での身柄拘束を充分に活かして本件につき長時間取調をするというものではない。別件について、保釈してから出頭を求めて本件取調をする場面もある。しかし、大切なことは、別件につき弁護人が選任されあるいはアレインメント手続がはじまった後には、被疑者の身柄拘束の有無に関わらず、まず弁護人立会のもとで弁護人の取調立会請求権を放棄しなければ、本件については、弁護人なき取調はできないという判例法が確立している点である。

以上のように、取調における必要的弁護のルールは、取調の適正化をもたらす上で、重要な役割を果たしている。⁽¹⁴⁾

(1) 拙稿「マクナブーマローリ原則およびミランダ原則とわが国における「自白法則」」高田・田宮編『演習刑事訴訟法』(一九八四年)二九二頁以下参照。

(2) *McNabb v. United States*, 318 U. S. 332 (1943).

(3) *Mallory v. United States*, 354 U. S. 449 (1957).

(4) *Miranda v. Arizona*, 384 U. S. 436 (1966).

(5) *People v. DiBiasi*, 7 N. Y. 2b 544, 200 N. Y. S. 2d 21, 166 N. E. 2d 825 (1960).

(6) *People v. Meyer*, 11 N. Y. 2d 162, 227 N. Y. S.2d 427, 182 N. E. 2d 103 (1962).

(7) *People v. Donovan*, 13 N. Y. 2d 148, 243 N. Y. S. 2d 841, 193 N. E. 2d 628 (1963).

(8) *People v. Arthur*, 22 N. Y. 2d 325, 292 N. Y. S. 2d 663, 239 N. E. 2d 537 (1969).

(9) *People v. Hobson*, 39 N. Y. 2d 479, 384 N. Y. S. 2d 419, 348 N. E. 2d 894 (1976).

(10) *People v. Settles*, 46 N. Y. 2d 154, 412 N. Y. S. 2d 874, 383 N. E. 2d 612 (1978). 連邦最高裁が「起訴後の取調べにおいて、連邦憲法上は任意に弁護権放棄がなされたければ足りる」と「放棄につき弁護人の立会までは求めない」とす。
See, Patterson v. Illinois, 108 S. Ct. 2389 (1988).

(11) 裁判例上問題となった取調を紹介する。 *People v. Casassa*, 49 N. Y. 2d 668, 427 N. Y. S. 2d 769, 404 N. E. 2d 1310 (1980), cert. denied, 101S. Ct. 122. が、権利放棄後の取調の例を提供している。本件の被告人は、「殺人現場のファンナーで聞込み中の捜査官に自ら協力を申出て、現場の部屋に当夜いたことを認めながら犯行を否認した。そこで、捜査官が本署へ同行を求め、ミランダ警告を行い、被疑者が弁護権などを放棄したので、署内で九時間半取調を継続して、自白を得たものである。判決は、自白の許容性を認めて原審有罪判決を確認している。弁護人との接見の機会を遅らせる方法もよく問題となる。 See, *People v. Hulein*, 85 Misc. 2d 139, 378 N. Y. S. 2d 865 (1975); *People v. Bevilacqua*, 45 N.

Y. 2d 508, 410 N. Y. S. 2d 549, 382 N. E. 2d 1326 (1978). そこから、弁護人との接見を事実上妨げながら弁護権放棄をさせて、取調をし自分をえる手法の浸透を伺わせないではなう。

(12) People v. Ermo, 61 A. D. 2d 177, 401 N. Y. S. 2d 831 (1978).

(13) People v. Rogers, 48 N. Y. 2d 167, 422 N. Y. S. 2d 18, 397 N. E. 2d 709 (1979).

(14) 以上については、拙稿「ニューヨーク州の自白法則 取調における必要的弁護を中心に」神戸学院法学一六巻二号（一九八六年）二七頁参照。

(二) 被疑者・被告人の取調の生理と病理

一 第二の柱に移る。以上の判例法のもとで行われる取調の生理と病理とを示す実例を紹介する。八四年暮れにN Y市で発生したアイゼンバーグ事件は、逮捕留置が取調、自白獲得の必要性和被疑者の黙秘権・弁護権との緊張関係のもっとも高まる場面であること、また、その場面で判例法の必要的弁護のルールの限界をくぐって捜査機関が如何に取調・自白獲得に努力しているのかを示すものである。取調のいわば生理を示すものとも言える。さて、アイゼンバーグ嬢(当時二三才)は、八四年六月にハーバード大学を卒業後、俳優を目指して同年秋にN Y市に来て勉強に励んでいた。ところが、八四年一月二日、アパート内のエレベーターで男の待ち伏せにあい、ナイフで脅されて、屋上に連れ出され強姦されそうになったがこれに抵抗したためナイフで刺された。午前一時三〇分頃のことである。この時アパートの住民は悲鳴を聞くやすぐ警察に通報している。パトカーが現場に駆けつけたのは、同嬢の叫び声も消えやらぬわずか五分後のことであった。しかし、時遅くアイゼンバーグ嬢は数回にわたり刺されて

おり、犯人は逃げた後であった。病院に収容された同嬢は一時は回復しそうになったものの、「たった一二ドルのためにこんなことになった」「お金を渡せばよかった、好きにさせてやればよかった」という無念の言葉を残して、事件二日後に死亡した (New York Times (NYT と略す) Dec. 3, 1984, A1, B3; NYT, Dec. 4, 1984, B1, B7)。若く美しいエリート女性の陰惨な殺人事件に市民の怒りは高まった。一二月五日、遺体は両親の待つボストンに運ばれ、市民一〇〇〇名余が囲む中、葬儀が行なわれた (NYT, Dec. 6, 1984, B3)。市警は事の反響に驚き、すぐにホット・ラインを新聞広告して、「事件に関する情報を持っている方は、二二二―四七七―七四四七へぜひ電話して下さい」と訴え (NYT, Dec. 4, 1984, B7)。また、四〇名あまりの捜査官を事件に投入した (NYT, Dec. 7, 1984, A1)。そのかいあって、六日にアパートの管理人の息子トーレス (当時二二才) を逮捕できた。事件後四日目のことである。

トーレスは、取調に対して自白した。新聞は、その経過を次のように報じている。「捜査当局によると、トーレス氏は西一〇〇番街にある二四分署内で最初に取調をうけたときには、アリバイを主張した。トーレス氏は、土曜の夜と日曜の朝はブロンクスの母親のアパートにいたと述べた。しかし、刑事がアリバイの矛盾を突くと犯行を自供したとのことである。刑事の話では、この矛盾には、土曜の夜に彼がマンハッタンのインウッド地区内のあるパーティーに出ていたという証人の証言、殺人の直後にウエスト・エンド・アヴェニューで彼を見たという証人の証言を含むところ」 (NYT, Dec. 8, 1984, p. 27)。

問題は、この被疑者の自白の採取の経過とその証拠能力である。その後の経緯を見てみよう。市警は六日午前

一 一時に被疑者を同人宅で逮捕し、二四分署本部へ連行した。午後七時に二級殺人罪で“charge”し、午後九時に“booking” 手続のために市警本部へ連行してゐる (NYT, Dec. 7, 1984, A1, D22)。明確ではないが、上記の取調はこの頃までに行なわれたものである。翌七日にアレイメント手続がなされたが、ここで検察官補のバトリック・J・ドゥギャンは被疑者は「殺人の詳細且つ綿密で生々しい叙述をしている」こと、殺害を友人に自慢したがその友人が証人になる予定であると説明し、勾留を請求した。他方、被疑者には法律扶助協会から弁護人が付されたが（公設弁護士ではない）、弁護人は保釈の請求をしなかった。このため、被疑者は市矯正局管理のライカース・アイランドの男性用拘置所 (House of Detention for Men。これについては、荒木伸怡・後掲警研五六卷二二号三〇頁が詳しい) に収容され、勾留された (NYT, Dec. 8, 1984, p27)。

事件は大陪審に係属となったが、一二日の聴聞では、弁護人側（因にこのときの弁護人二名は先のアレイメント時の弁護人と別人である）は、逮捕後の自白について被疑者は逮捕前に別件の暴行罪の被疑者として既に弁護人の選任をしているのに、弁護人の立会なく取調がなされたものであるから、証拠能力がないと主張した。必要的弁護のルールの主張である。NYTはこのルールを要領よく次のように紹介している。「州の最上級裁判所である州最高裁判所は、警察は被疑者が弁護人を選任していることを知ったならば取調できない、被疑者が黙秘権を放棄することを求められたときには、弁護人が立ち会っていなければならないと判示してゐる」 (NYT, Dec. 13, 1984, B16)。そこで、被疑者の自白がどの時点で得られ、その段階では捜査機関側は他事件で弁護人の選任されている事実を認識していたか否かが攻防の中心となった。弁護人の主張は、一二月四日に被疑者の兄が本事件に関して参考人取調を受

けたときに、被疑者には弁護士が選任されている旨説明したとする。これに対して、「市警察本部の広報副部長によると、捜査官らがブロンクスでの暴行事件を知る前に、トーレス氏は口頭で供述したと述べた。彼女によると、捜査官はブロンクス事件について知ると、直ちに取調を中止し、トーレス氏の供述をビデオに記録する計画も断念したとのことである」(NYT, Dec. 13, 1984, B16)。大陪審は、結局、一三日にトーレスに対する二級殺人罪の正式起訴を決定した。警察側の主張が信用されたのである。なお、この間、トーレスは勾留中である (NYT, Dec. 14, 1984, B3)。

一月二〇日のアレインメント(罪状認否手続)では、被告人は「無罪」を主張した。事件担当の裁判官は、ステファン・G・クレインであったが (NYT, Dec. 21, 1984, B3)、彼は、この事件の直後、一月二三日に起きるバーンハード・ゲッツ事件(白人男性が地下鉄内で黒人少年四名に囲まれて脅されたので、持っていた銃を発砲し重軽傷を負わせた事件で、「自警団」の復活等としてNY市のみならず全米を揺るがした事件。これについては、別途紹介の予定である)をも担当することになり、このため、当初翌年一月一日に公判前手続が予定されていたが、ゲッツ事件の影響等で延期され、開催されたのは、八五年五月一六日であった (NYT, May 17, 1985, B4)。手続では、主に自白排除の是非が争われた。

トーレスの取調をしたシーハン捜査官が証人になったが、新聞は、「シーハン氏は、トーレス氏が自白したのは、一月六日の午前六時三〇分から九時までの間ですと述べた。以前の証言では、警察がトーレス氏に対するブロンクス暴行事件が係属中であることを知るのはその日の午後三時である」と報じた (NYT, May 17, 1985, B4)。「シー

ハン捜査官は、黙秘権と弁護人の立会請求権に関するミランダ警告を二回トールス氏に行なったと述べた。いずれの機会にもトールス氏は暴行事件について話をせず、また、弁護人を要求もしなかったと述べる。しかし、弁護人のレブナー氏は記録の調査を終えるまで取調をすべきでなかったと主張した」(NYT, May 17, 1985, B4)。二三日の手續には、被告人の本人尋問がなされたが、殺人容疑を否認すると共に、「トールス氏は、警察は自分を蹴ったり、殴ったりした、キャプテンがピストルで膝をぶつたと述べた。『彼等は自白を書かないと死ぬことになると言ったのです』と述べた」(NYT, May 24, 1985, B20)。二四日にも、自白内容は捜査官が勝手に口述し、自分はそれを書き写しただけだと主張した。しかし、反対尋問で、検察官補パトリック・ドゥギャンは、傷害の診断証明書のないこと、最初の勾留のためのアレイメントのときにはそうした主張をしていないこと等を追及した(NYT, May 25, 1985, P8)。最終的に、二九日にステファン・G・クレイン判事は、被告人の証言に信用性がないとし、自白の証拠能力を認めた(NYT, May 30, 1985, B8)。かくして、事件は公判に持ち込まれることになった。

八五年六月七日が第一回公判であった。陪審の前に検察官、弁護人の冒頭陳述がなされて、審理が開始された(NYT, June 23, 1985, p27)。証人調等が進み、二一日の公判では、被告人の自白の証拠調がなされ、二つの供述書について、ひとつをトールスを尋問した捜査官が、もうひとつを、トールスが供述書を作成するのを見ていた捜査官が読み上げた。その他、トールスが逮捕直後にテレビ局のアナウンサーの質問に答えて被害者を殺したと述べているニュースのビデオテープが陪審の前で映され、さらに警察本部の“holding pen”でいっしょに留置された者が殺人を自慢していた旨の証言をした(NYT, June 8, 1985, p27)。手續は三七名の証人尋問その他の証拠調を終え

たが、被告人は証人になることを拒み、最後まで犯行を否認し、自白の強制を主張していた。六月二十七日に最終弁論が行なわれた。その後、三時二十七分から陪審評議に入り、この日は四時間三〇分の評議が続いたが、結論が出ないので、裁判官は陪審員をホテルに“sequester”すると命令した(一種の監禁)(NYT, June 28, 1985, B3)。習日二八日になり有罪の評決が下された。評議に要した時間は、計六時間半であった(NYT, June 29, 1985, p29)。

八月五日に刑の宣告がなされたが、クレイン判事は、被告人に向い、「この美しい人を殺しておきながら、君は一度も反省の気持ちをもったことはない。君のやったことといえば、警察に自慢し、テレビのレポーターに自慢し、仲間の囚人に自慢しただけである」と強く非難し、検察官の求刑が二五年の自由刑であったのに対して、無期刑を言い渡した(NYT, Aug. 6, 1985, A1)。事件発生以来、一年八月で解決がついた。

二 アイゼンバーグ事件は、年間一五〇〇件あまりも殺人事件が発生するNY市においては、珍しいものではない。従って、この事件がことさらマスコミの注目を浴び、市警察が四〇名もの人員を配置したのは、被害者が裕福な白人階級の出身だからであるという指摘にも一理ある(NYT, Dec. 11, 1984, A31)。しかし、若い女性がアパート内でエレベーターで待ち伏せされ、しかも、警察の到着寸前に刺されたという事件の異常さは、従来から犯罪の恐怖にあぐら市民にさらなる恐怖とともに犯罪者への押さえきれない怒りをも育んだ(NYT, Aug. 6, 1985, B5)。それだけに、犯人逮捕、自白獲得は市警にとっても至上課題であったろうと思われる。本件の場合、新聞報道ではなお詳細が明らかではないが、八四年一二月六日、逮捕に先立ち、任意の取調がなされ、その間に自白をえ、さらに、逮捕後も別事件で弁護人のあることを知る午後三時ころまで取調が継続されたものと思われる。必要的弁護のルー

ルの下にある市警にとつては、任意取調は格別、逮捕後からアレインメントまでが事件解明のため取調のできるいわば手持時間なのである。

三 次に取調の病理を示す。⁽¹⁾前述の必要的弁護ルールの發展により捜査機関による強制取調がなくなった訳ではない。N.Y市警察一〇六分署におけるスタンガンを用いた拷問事件は、問題の複雑さを示す格好の例である。一九八五年四月一七日、黒人少年がおとり捜査官にマリワナを販売したという容疑で逮捕された。捜査官は分署内での取調にあたり、おとり捜査官が渡したマークのついた紙幣をどうしたのか聞き出すために、スタンガンを用いた拷問を行なった。被害者の話によると、取調に対して犯行を否認すると、後ろ手錠をされたまま、二〇分ほどスタンガンが全身あちこちに当てられ、また、壁に頭を打ちつけられたり、目の周囲を殴られるなどしたことである。少年は結局自由するが、新聞のインタビュで自白した理由は何かと問われたのに対して、「家に帰りたいから」「拷問をやめさせたかったから」と答えている。

以下、関係諸機関が事件に如何に対応したかに注意しながら、事件の流れを辿る。さて、少年自身は、四月一日にマリワナ頒布罪でアレインメントを受けたが、四月二二日に弁護人に件われて、検察官事務所を訪れ、検察官に告訴した。検察官は事務所に備えてある警察官の顔写真簿を用いて被害少年に加害者を特定させ、その日の夕方には二名の警察官を逮捕している。その後、二三日にはカッチ市長の非難声明が出され、市公安委員会も事件調査に乗り出すとともに、そうした事実のあったことをマスコミに認めた。同日、逮捕された警察官二名は、二級傷害でアレインメントを受け、大陪審に事件が係属になった。この日、四月八日にやはりスタンガンによる拷問を受け

たとする別の被害者も名乗りでた。同日、ワード公安委員長が加害警察官を非難するとともに、加害警察官の過去の逮捕事例の再調査を宣言している。また、規律回復命令を出すなど部内の引締めをも行なった。四月二四日、二人目のスタンガン被害者の犯人として更に二名の警察官が逮捕された。同日、ワード公安委員長は一〇六分署の幹部一八名の懲戒処分を行った。市長も連邦犯罪としても捜査するように自ら連邦司法長官、連邦検察官、FBIに要請した。市議会議長も特別委員会の設置、徹底調査を提案するなどの動きがみられた。議員レベルからも警察監査機構の設置を求める声などが高まる中、捜査が進められた。ワードは、四月二六日の市警幹部の緊急会議では、警察官による蛮行に関する市民からの苦情の多い分署の幹部は昇進に影響がある等の注意をしている。同日、さらにもう一人のスタンガン被害者がいることが法律扶助協会から公にされた。この頃から検察官が警察官の捜査への非協力、沈黙の壁により仲間をかばおうとしているとマスコミを通して非難し、これに対して、ワード公安委員長は非協力も懲戒の対象にすると言明するなど、厳しい態度を示している。以後の流れを簡単に追うと、五月二日、大陪審でスタンガン拷問に関わった警察官に対する起訴が決定される。六月二六日、被害少年のマリワナ頒布事件につき、拷問による虚偽の自白であるとし、結局、公訴棄却が言い渡された。翌八六年四月七日に、最初のスタンガン事件に関する二名の警察官に対する陪審公判が開催された。四月三〇日に結審し、五月二日に有罪評決がなされ、七月一七日に、二年〜六年の自由刑が宣告された。こうして、事件発生以来一年三月程で事件の一応の決着を見た。

四 では、こうした事件とそれへの刑事司法諸機関の対応は、どう評価できるのか。事件の背景としては、第一に、

NY市では犯罪多発に伴い、市民の犯罪への恐怖化現象が進んでいることを指摘できる。積極的な法執行は市民の切実な要求でもある。八四年一月に市公安委員長に就任したワードが、路上における警察のプレゼンスを強化し、市民の間の恐怖を除去する「生活の質改善」キャンペーンを展開したのもこれに應えるためである。しかし、取締強化に伴い、本事件の発生した黒人・イタリヤ系などの貧困少数民族の居住区などでは、警察とコミュニティとの緊張関係が高まりました。次に、NY市警察の慢性的ともいべき暴力的な不祥事件も注目される。事件の前年の一二月には、交差点で接解事故を起した警察官が相手の女性運転手を殴打しさらに射殺する事件があった。八五年一月には、銃を所持しているとの通報で現場に赴いた警察官が不審者を射殺したが、結局相手は何も持っていなかった事件、二月には、地下鉄のホームで職務質問中の警察官が銃を相手の頭につけたままにしていて誤って発砲し即死させた事件などである。こうした暴力的体質は、コミュニティの少数者である黒人などに露骨な形で現れやすいとみれる。本件拷問事件はこうした複合的な背景の中で生じている。そこで、マスコミなどは、コミュニティ・リレイションズの改善などを提案したりもしている。しかし、これはとかくコミュニティの富裕層との接触を中心にする傾向があり、ストリート・ビープルとの緊張関係の解決にはすぐには役立ちにくい。また、警察官の質向上のため大学教育の導入の提案などもある。が、これも長期にわたり蓄積・沈殿している警察サブカルチャーの否定的な側面、例えば、同僚の違法行為に関する「沈黙の厚い壁」を直ちには突きくづし難い。自白重視の捜査を科学捜査、物証中心の捜査に変えるとしても、自白なしに現状の有罪獲得率を保てるのか、従って治安を維持できるのかという疑問も出てこないではない。

五 他面で、本拷問事件の経緯が示すように、被害者が告訴の段階で弁護人の援助を受けていたこと、その後スタンガンによる拷問の調査とその被害者の救済、警察官の告発に法律扶助協会が積極的な役割を果たしたことは、注目値する。また、公安委員長自ら警察の蛮行の事実の公表と調査を率先しておこない、警察官の不法の抑制もその職責であることを事実によって示した。市長も、警察の不正に目をつぶることなく、非難の意思を明らかにし、連邦機関に捜査を求めるなど厳格な態度を保っていた。検察官も、かかる拷問事件の告訴に直面して、積極的な捜査を展開し、警察内部の非協力や免責の要求などに屈することなく、大陪審での起訴をもたらすために努力を続けた。通常は、犯罪捜査の上で協力関係にある検察官が警察の違法を抑止する機能を担うものであることを示している。最終的に、警察官が有罪とされたのは、市民の良識を反映できる陪審制の存在を抜きにしては考えにくいかもしれない。つまり、アメリカでは、犯罪対策と警察官のあり方を巡る困難な状況は続いているが、他方で、これを克服するための刑事司法諸機関の主體的な取り組みとこれを支持する政治的条件も見られる。こうした要素がアメリカ社会の中でどう絡まりながら、いかなる質の刑事司法をもたらすかこそ、比較法研究の興味ある課題と言える。

(1) 以下については、拙稿「アメリカ警察と取調 ニューヨーク市警一〇六分署拷問事件」『取調法大系』(一九八九年刊行予定) 参照。

(三) 被疑者・被告人の留置・接見・取調

(1) 被疑者・被告人の留置

一 第三の柱に移る。被疑者・被告人の留置・接見・取調の実態に関してNY州のシティ・ポリース、カウンティ・シェリフの捜査官等から収集した情報を紹介し、また八九年一月に訪問したテキサス州のカウンティ・シェリフとシティ・ポリースから得た情報等いくつか他州の情報も紹介する。⁽¹⁾ただ既に東京三弁護士会の代監調査委員会の七七年、八八年の調査報告書等の研究成果も公にされている。⁽²⁾そこで、更に足りない点につきこうした従来の研究で補充する。

まず、逮捕後アレインメントまでの間の留置については、市警察の管轄する事件では通常はシティ・シェイルで行なわれる。バッファロー市警では、“jail”という名称に替え、“Holding Center”と称している。逮捕留置の時間制限については、NY州刑事訴訟法では「不必要な遅滞なく」引致することと定め、具体的な時間は規定してない(CPL, 120. 90; 140. 27; 140. 40)。実際には、四、五時間から八時間くらいとする市警察や(アムスターダム市警)、「重罪については、通常二四時間以下。七十二時間を越えることはない」とする市警等がある(イサカ市警)。

二 勾留については、カウンティ・シェイルで行なわれる。⁽³⁾シェイルについてはカウンティ法で各カウンティの設置義務を規定している(County Law §217)。カウンティ・シェイルはカウンティ・シェリフの管轄に置かれるのが伝統的な制度である。そこで、カウンティ・シェリフとは何かについて簡単に触れる。一般的には、カウンティ

・シェリフは、治安維持・捜査の権限、法廷の秩序維持の権限、そして、矯正職員としての権限をもつ。ただ、州やカウンティによりこれら全てをもつ場合もあるし、いづれかだけしか持たない場合もある。NY州の場合には、カウンティ法により、裁判所職員並びに秩序維持者の責務権限の担い手と定められている (County Law, § 650)。これを受けて刑事訴訟法上シェリフはいわゆる司法警察職員としての権限をもつとされている (CPL, § 2. 10)。また、矯正法では、カウンティ・ジェイルの管理はシェリフが行なうと定めているので、矯正に関する権限も持つ (Correction Law, § 500-c)。しかし、カウンティにより様々なバラエティがある。ナイアガラ・フォールの近くにあるバッファロー市とこの付近を管轄するイリイ・カウンティでは、従来のカウンティ・ジェイルを "Holding Center" と呼ばれる未決拘禁用施設と "Erie Correctional Facility" と呼ばれる短期受刑者用の施設にわけ、ともにシェリフが管轄している。このシェリフは後述のように捜査権も有しているので、伝統的なシェリフといえる。しかし、NY市とウエストチェスター・カウンティは、矯正局を設け、その管理する施設に未決拘禁者等を収容している。また犯罪捜査権も他の捜査機関に属する。他方、NY市の隣のナッソー・カウンティでは、犯罪捜査の権限はカウンティ・ポリース・デパートメントが有し、ジェイルの管理等は矯正局が担当している。カウンティ・シェリフはこの矯正局の長に留まる。

三 では、アメリカでは何故、捜査を担当する市警察等が管理するシティ・ジェイル等ではなく、カウンティ・ジェイルに被疑者・被告人を勾留するのか。まず、歴史的理由がある。植民地時代にシェリフの制度がアメリカに移されたときシェリフが治安維持全般の責務を負った。犯罪者の逮捕とアレインメントまでの留置、その後の勾留も

その任務であったようである。⁽⁴⁾ また、シティ・ポリスが組織されるのは一九世紀中ごろ以後のことである。次に財政的理由である。NY州では、市もジェイル設置、矯正に関する権限を有する (General City Law, § 20 (15))。従って、未決拘禁用の施設を設置することは法律上は許される。しかし、長期勾留用のジェイルの設置、管理は財政負担になるため、これはカウンティに委ねたいのがシティの大方の意向である。例えば、シラキュース市がジェイルを廃止して被逮捕者の収容もカウンティ・ジェイルに任せようとしたことがあるが、州司法長官が矯正法五〇条 a、c に従い、裁判所の勾留命令が発されないとカウンティが身柄を拘束する権限は発生しないことを理由に反対している。⁽⁵⁾ 現に、イリイ・カウンティでも “Holding Center” には、多い日で五〇〇名程、一日あたりすると四三〇名ほどが勾留されているが、それだけ大きな施設をシティでは作れないということも指摘されている。もともと、ローチェスター市警はモンロー・カウンティとの契約によりシティ・ジェイルを廃止して、被逮捕者もカウンティ・ジェイルに収容するようにした。このため、市警本部・シェリフ本部・カウンティジェイル・地区検察官事務所等をすべて収容する建物が作られている。財政規模の大きいNY市は独自の矯正局と未決拘禁用施設を設置している。

なお、ミランダ・ルール自体は被疑者の勾留場所には何等影響を与えていない。シラキュース市警察から「ミランダは勾留の場所に変化をもたらさなかった」との説明をもらっている他、オーバニー市警も「ミランダは勾留の場所にはなんの効果もなかった」と同じ説明である。バッファロー市警、ナッソー、アナンダーガ、イリー各カウンティも同じ認識である。

(2) 弁護人の接見

一 弁護人の接見については、まずシティ・ジェイルで逮捕留置中の被疑者との接見が問題になる。最初にブックング、つまり、被逮捕者の同一性確認、指紋採取・写真撮影などの手続中に弁護人が接見を申出たときどうか。これにつき、シラキュース市警察、アムスターダム市警察、バッファロー市警ともに、ブックキングを中断して接見させなければならぬとする。⁽⁶⁾

面会回数の制限の有無については、「事情によりけりであるが、弁護人がアレインメントの前に会いにくることは滅多にない」(アムスターダム市警)とか、「制限なし」(シラキュース市警)、「弁護人が会いたくだけ会える(但し、シティ・ジェイルには被疑者はせいぜい一晩しかいない)」(オーバニー市警)、「弁護人が要求するだけ」(バッファロー市警)、逆に、「通常は一度だけ」(イサカ市警)等とされている。

夜間、日曜、休日の面会については、「合理的な時間」(シラキュース市警)あるいは、「我々は通常は弁護人に面会をさせています」(アムスターダム市警)、「いつでも会える。夜中や休日に会うこともしよつちゆうです」(オーバニー市警)、「何人かの弁護人は夜中に来たり、早朝に来たりしますが、私達は、依頼人との面会を許していません。休日の面会も全く支障はありません」(バッファロー市警)等の説明をもらっている。

弁護人による書類、食物、その他の物の授受につき、シラキュース市警察では「書類はいい。その他の物はだめ」とするが、オーバニー市警察では「いっさい何も渡せない」とのことである。バッファロー市警では、「私達は、禁制品に関して弁護人を捜索する権利を留保しています。書類、書籍は与えてもよい。食物についての考え方

は、「さまざま」とする。

二 次に、カウンティ・ジェイルでの勾留中の接見である。一般に、ジェイルの管理運営、収容者の処遇等に関する規制を決める権限は州矯正委員会が有している (Correction Law, § 41; § 500b)。また、シェリフも上記の規制の範囲内でジェイルの安全・保安・秩序維持に必要な措置をとる合理的裁量権を有する (Correction Law, § 500-b, (a))。被収容者と弁護人との面会に関してもジェイルの管理者の定める合理的な規則・制約に従い、実現可能な限り許されなければならないとされている (Correction Law, § 500c)。

これを受けて、アナンダーガ・カウンティ、モンロー・カウンティでは弁護人はジェイルに入る前に禁制品・武器の有無の検査を受けなければならないとしている。イリイ・カウンティでも、「保安規則」による種々の制限がある。これによると、弁護人の接見時間については「被疑者の弁護人は日中ほとんどの時間また午後八時まで依頼人を訪問できません。特別な訪問の必要があるときには、Holding Center 長に申請すると許可をもらえます」とされる。現に、公判の前日、夕方になって接見を求めてきた弁護人がいたとのことである。一般には「接見の申し込みが不合理であるときには、弁護人が被勾留者に会うのを禁止することができます。被勾留者が弁護人との接見を要求したときには、Holding Center 並びに弁護人にとってもっとも都合のよい時間に接見を予定するようにします」とされる。次に、面会時間については「面会はすべて合理的な時間内で、また、Holding Center の一般業務に差し支えない範囲で、行なわれなければなりません。弁護人の接見については、二、三時間が適切と考えられています。もっとも、ほとんどの弁護人は被勾留者とは一時間以内しか面会しません」。

弁護人による物の授受については、「事件記録を含む書類は被勾留者の監房に置くことができます。ただ、Holding Center 内に持ち込まれる物は、弁護人の持ち込むものも含めてすべて検査されます」ということである。もっとも、弁護人の所持するブリーフ・ケースや事件関係の書類入は通常は搜索しない。場合により保安規則違反を理由として弁護人の面会を拒絶することもある。⁽⁶⁾ 次のようなエピソードがある。

「私たちは、過去二〇年間に、弁護人・法律扶助協会員・カウンセラーが、薬物、食物、逃走目的に使うための禁制品を持ち込んだ事例を数件経験しています。こうした人たちの逮捕をした回数も相当あります。その際二度ほどですが、Holding Center 職員が撃たれたこともあります。薬物事件の矯正を担当するカウンセラーがマリワナと L. S. D. を Holding Center に持ち込んだこともあります。彼は逮捕されて一年間刑務所に送られました。別の事件ですが、女性弁護士が Holding Center に禁制品を持ち込んだ疑いをもたれました。彼女は、接見を禁止されました」。

なお、テキサス州のグレイスン・カウンティ・シェリフの事務所を訪問した折りに得た情報を付け加える。そのカウンティ・シェリフは、弁護人と被疑者との面会には時間の制限を設けていないそうである。従って、弁護人には夜間でも祝日でも週末でも自由に面会を認めるそうである。但し、週末に面会に来る弁護士は実際にはいないと述べた。ただ、現に夜の十一時に面会を求められたこともあったそうである。

(3) 取調

一 次に取調について紹介する。取調の際、NY州ではミランダ・ルールが適用になる上、必要的弁護のルールに

も注意を払わなければならない。このため、各警察本部毎に様々な工夫が行なわれている。いくつか拾ってみると、イリイ・カウンティでは、本部の法務部が定期的に“Legal Bulletin”と呼ばれる内部用の執務資料を作成し、一線の捜査官が一読すれば、必要的弁護ルールに関する判例の最近の動きが解るようになっている。⁽⁹⁾ ローチェスター市警でも、内規によりミランダ警告の方法や黙秘権・弁護権の行使あるときの対処の方法を詳細に策定している。また、アレインメントまでの取調については「インタビュー簿」に日時・権利告知・供述内容の他、「被疑者個人に与えられた便宜（食物、飲物、個人的な手助け、電話等）」の記載も求められている。また、「被疑者の犯罪に関する供述録取にあたり、本人の言葉を用いること。インタビューの用語を用いて被疑者の供述を省略することのないように細心の注意を払わなければならない」とも規定されている。⁽¹⁰⁾ ミランダ警告にも種々の工夫がある。⁽¹¹⁾ イサカ市警では、ミランダ警告書は三部綴りになっておりこれにサインした後、一部を被疑者本人に渡すようになってくる（資料②）。なお、テキサス州シャーマン市警察ではミランダ警告書に取調の中止を求めることができる旨も明記している。権利の放棄するには本人が各項目にチェックを入れた上で署名する方式をとる（資料⑧）。

では、こうしてミランダ・ルールと必要的弁護のルールにより保護を受けている被疑者中、黙秘権・弁護権を行使する被疑者と放棄する被疑者とどちらが多いのか。これを示す統計は手元にない。やや感覚的なものだが、現場からは、「一般的には、話をする人」（イサカ市警。オーバニー市警も同じ）、「いずれも同じくらい」（ナッソー・カウンティ）といった情報を得ている。シティとカウンティとの比較では、シラキュース市警では「弁護人に会うほう」と説明し、同市を含むアナウンダーガ・カウンティでは「権利を放棄して我々に話をする被疑者が多い」との

認識をもつ。また、バッファロー市警は「驚くかも知れませんが、逮捕されると権利を放棄する方が多いのです。ただ、常習犯は弁護人を求める傾向にあります」とし、同地域を管轄するイリィ・カウンティも、ほぼ同じように「職業犯罪者のほとんどは権利を放棄することなくどの手続段階でも全て、弁護人との接見を強く求めます。初犯は、ほとんどの場合、被疑事実への関与について自由に直ちに話をします」と説明している。他方、ローチェスター市警は「だいたい半分くらいづつ」とし、モンロー・カウンティは「多分被疑者の七五％は話をすることに同意します」とする。

二 取調時間にふれる。判例による必要的弁護ルールのため、逮捕後に弁護人の立会なく捜査機関と被疑者だけで取調を行なうことは事実上著しく困難になっている。そのせいか、「被疑者は逮捕の前に、通常は警察署内で取調をします。普通は逮捕後に取調をするのは無理です」(アムスターダム市警)、「事実上取調は逮捕とアレインメントの後にはなされません。一般的に言って、認められていないといえます」(モンロー・カウンティ)とし、任意同行・任意取調の手法に頼っているとある。しかし、通常は、逮捕直後からアレインメントまでの時間が取調にあてられる。オーバニー市警でも逮捕してから翌日法廷の開く九時頃までの間と考えている。事件あたりの取調時間については、これもやや感覚的なもので統計的正確性はないが、計六時間から八時間に至るものでも長すぎるとうけとめられている(アンダーガ・カウンティ)。「取調の時間は、犯罪の種類により決まることになりましたが、一般的には、数時間(a few hours)を越えることはありません」(ナッソー・カウンティ)。「一般的には、私達の取調は数時間(a few hours)しかありません」(バッファロー市警)等とされる。モンロー・カウンティでは⁽¹²⁾

「わずかに数時間 (a few hours) を越える取調でもこの国では好ましいものとは受け止められません。六乃至八時間の取調はきわめて問題視されます。任意性を保障するため、警察は被疑者が脅迫、暴行などを受けていないこと、権利放棄と自白は内容を理解した上任意にされたことを立証しなければなりません。取調は極端に長く続いてはならないのです。せいぜい数時間 (a few hours) 程度です」「短ければ短いほどよいのです」とする。

次に、カウンティ・ジェイル勾留後の取調である。これは法的に禁止されている訳ではないが、現実には「非常にまれ。我々の取調は逮捕の前にすませてしまう」(オーバニー市警)、「滅多に行くことはない。我々が最初に拘束するのだから」(アムスターダム市警)、「通常は日中の時間だけ、弁護人の立会のもとにおこなわれることになる」が、「一度、カウンティ・ジェイルに入ると事実上取調できなくなる」(イサカ市警)、「裁判所前面に出頭した後には取調は行なわない」(ナッソー・カウンティ)、「アレイメントの後には極めてまれにしかインタビューを行なわない」(ローチェスター市警)との説明を受けている。「必要なきだけ。一度公選弁護人が付されると、被勾留者は弁護人がいるときにしか我々に話ができないのです。もし彼がアレイメントの後に我々に話をしたいということですと、我々はカウンティ・ジェイルに赴きます」と必要的弁護ルールの浸透を窺わせる説明もある(パフアロー市警)。それでも、「最近の殺人事件で、捜査官が被勾留者を六月にわたり毎週数回取調をせざるをえなかったことがある」とも説明をもらっている(イリイ・カウンティ)⁽¹⁾。

市警察の捜査官がカウンティ・ジェイル勾留中の者をジェイル内で取調する場合、時間的制限等はあるのか。「制約はない。但し、被疑者の健康状態が重要。もし我々が何度も被疑者を起したら、裁判所は供述を排除するだ

ろう)(シラキユース市警)、「いつでもできるが、但し被疑者の同意と弁護人の許しがある」(オーバニー市警)と
 いった説明を受けている。ローチエスター市警では「通常、ジェイルでは捜査のためのインタビュは午後一〇時
 を越えることはありません。被收容者が任意に話をしていることを前提にするからです」とする。取調場所は一般
 にはジェイルの取調室を使うが、アナンダーガ・カウンティは警察本部へ連行してその取調室で取調できる。イ
 リイ・カウンティでも同じである。但し、そこに宿泊させることはできない。なお、テキサス州の市警察の刑事か
 らは、カウンティ・ジェイルに收容されている被疑者とはいつでも会え、週末でも差し支えないこと、必要があれ
 ば、夜中でも会うことができること、面会は弁護士面会室を使うなどの説明を受けている。

三 次に、シティ・ポリスが管轄する事件についてカウンティ・シェリフの捜査協力が問題になる。最初に、両
 者の一般的協力関係についてはどうか。「我々はカウンティ・シェリフとは良好な関係を維持している」(アムスタ
 ーダム市警)、とか「私達は、必要があるとシェリフの resources を使うし、また、逆にシェリフの援助もする。
 良好な協力関係を保っている」(イサカ市警)といった説明である。もちろん、ナッソー・カウンティのように、
 カウンティ・ポリスとカウンティ・シェリフの権限が明確に区別されていると、ジェイルを管理するシェリフに
 捜査の協力を求めることはない。

シティとカウンティの受けとめ方を比較してみよう。アナンダーガ・カウンティは、例えば、カウンティ内で殺
 人が起きたりしたときなどの捜査協力につき、「もちろん、犯罪捜査の責任を負います。殺人が本カウンティ内で
 発生したときには我々が管轄権を有します。犯罪の重大性に応じて、シティ・ポリスと州警察が我々に協力しま

す。殺人が市内で発生したときには、シティ・ポリスが管轄権を持ち、州警察並びに我々が援助して捜査協力をお願いします」とする。他方、シラキュース市警は、「シェリフはカウンティの事件を処理します。市警察は自分のところの事件を、町や村も夫々の事件を処理しますが、シェリフに援助を依頼することがあります」と説明する。イリイ・カウンティの場合、「イリイ・カウンティ内では、それぞれの町、村、市がそれぞれ独自の警察本部を持っています。イリイ・カウンティ・シェリフ本部は警察本部のない地域でパトロール活動や捜査活動をするわけです。NY州警察もイリイ・カウンティ内の警察本部のない地域で警察業務を担当します。イリイ・カウンティ・シェリフ本部と共同して責任を負っているのです。それぞれの法執行機関は、それぞれの管轄区域（市、町、村）内で発生した犯罪に関する逮捕、取調、捜査の責務を負います。イリイ・カウンティ・シェリフ本部は、通常パトロールを担当する地域は勿論ですが、全カウンティ内で逮捕をし、犯罪捜査をすることができます。NY州警察も同じことができます。特殊の協力関係として、イリイ・カウンティ・シェリフ本部は、必要な場合には犯罪捜査にあたり他の警察機関に協力しともに活動することもあります。しかし、通常は、市、町、村の警察機関が自分の捜査を進めます。ただ、薬物事件捜査、賭博事件、組織犯罪、殺人・強姦・強盗・侵入盗等の重大な犯罪ではこれらの警察機関を援助することがしばしばあります。放火、薬物販売、連続殺人、連続強姦等と闘うために特殊部隊を組織することもあります。こうした特殊部隊は、いくつかの警察機関から派遣される優秀な捜査官から成立ち、情報、捜査技術を共有し、必要に応じて単一の警察部隊として活動します」と説明し、バッファロー市警も「必要な場合のみ援助を求めます」ということで、両者の認識はほぼ一致する。

四 では、一般的な捜査協力を越えて取調の依頼をすることはないのである。つまり、市警察が管轄する事件の被疑者・被告人がカウンティ・シェイルに勾留されているときに、市警察の側から被疑者・被告人の取調をシェリフに依頼することはないのである。もしシェリフにより取調の肩代りが普通に行なわれているとすると、身柄拘束の責務を負う機関が自白の追及をする場面が生じかねない。これには二つの答がある。ひとつは、はっきりと「しない」というものである(オーバニー市警、イサカ市警)。無論、ナッソー・カウンティ・ポリスもシェリフに取調の依頼をすることはないが、これはシェリフの任務はシェイルの管理・運営にあるため、シェリフにも捜査権限のある地域とは事情は異なる。答のもうひとつは「事件の状況によりけり」(アムスターダム市警)というものである。この点も、シティとカウンティの説明の比較が有意義である。アナンダーガ・カウンティでは取調のいわば肩代りは「非常にまれです」とし、シラキユース市警ではむしろはっきり「しない」との説明をもらっている。イリイ・カウンティからは、「市、町、村、州、連邦の捜査官が捜査を行なっている場合であっても、殺人の被疑者がデピュティの一人に供述をすることは何度かありました。被疑者が、責任のある捜査官ではないのに、デピュティに供述をしたがるというのは、結局、信頼の問題だと思います。そんな場合には、証拠ルールその他手続の適正のためのルールは慎重に守られますし、被疑者が弁護権を放棄しない限り、その弁護人が取調の間立ち会わなければなりません」との説明を受けた(デピュティは、シェリフの任命する同事務所職員をいう。シェリフの命令により、捜査・シェイル管理・法廷の秩序維持の任務につく)。他方、バッファロー市警のほうは、「非常に尋常ならざる事態にあるとき」こうした依頼をすることもあるが、「私達は自分達で取調をするほうがいいと考えています。」とのことである。

モンロー・カウンティでは「取調協力 (cooperative interrogation) は折りにふれて行なわれますが、一般的には必要なものではありません」とし、ローチェスター市警ははっきりと「ない」とする。やや認識にずれを感じないではない。

ただ、以上の情報でも積極的にシテイ・ポリリスに協力して取調をするのか解りにくい。個々の捜査官によって経験・見聞の差もある。そこで、先述のテキサス州グレイスン・カウンティ内にあるシャーマン市警本部で刑事から聞いた話を補足する。まず、現在のカウンティ・シェリフがその市警察本部の出身であるため、今は捜査のうえでも協力関係がうまくできているとのことである。しかし、市警察本部から、数ブロック離れると、別の町・別のカウンティになるが、こことは協力関係がうまくできていない、だから、同じ事件を捜査していても、情報が伝えられないことがある、それぞれ自己の手柄にしたことからだということである。では、カウンティ・ジェイルに拘束中の被疑者の取調べをシェリフに依頼することもあるのかと尋ねたところ、“Well, ya.”との答が返ってきた。やや曖昧ながら「する」という趣旨である。それに続けて「それだけではない」と補足し「シテイ・ポリリスはポリグラフの器機を持っていないので、ジャックに電話を掛けて、ちょっと頼む、器機を借りるんだ」とのことである（ジャックとは、グレイスン・カウンティ・シェリフの名前である）。取調の点を確認するため、シェリフに取調を頼んだら供述録取書に署名するのは事件を担当しているシテイ・ポリリスの捜査官の名前ではなく、シェリフかデピュティの名前になるが、それでも証拠能力には問題は無いのかと尋ねた。“No problem.”というのが答であった。一連の会話の流れの中での質問のひとつであり以上の答が正確に実際の捜査一般のありようを示しているのかまで

は不明である。しかし、さしあたりシェリフもステイ・ポリスに捜査協力することがあること、その中に取調が入っていることも奇異ではないことが窺えた。

五 カウンティ・シェリフがカウンティ管轄事件の被疑者の取調をする場合はどうか。この点につき、手元にあるNY州の資料は不十分である。そこで、最前のテキサス州のカウンティ・シェリフの話を加える。シェリフによると、逮捕後、*booking*をした後に取調をするが、平均的には長くても一日に五、六時間にとどめる。その間に休憩をとる。途中で被疑者がトイレや煙草を求めるときにはこれを許す。夜間の取調は個人の方針としてやらないことにしている。しかし、夜間にわたる取調であるから直ちに違法とされることはない。声を高めたり机をたたいたりなどのラフな方法はとらない。仮にデビュティが強制にわたる取調をしたときにはすぐに解雇する。カウンティが管轄する事件で被疑者を逮捕・勾留するときには自らの手元に被疑者を置くことになる。そうしたとき、事件解決のために自白がほしい場合はあるが、以上のような丁寧な取調を行うことと矛盾はない。それが法である。矛盾を感じることはない。取調中被疑者が弁護士との面会を求めたときには、ただちに取調を中止する。しかし、多くは被疑者は弁護士との接見の権利を放棄する。従って、取調技術次第で自白を得ることが出来る。もっとも、殺人事件で共犯が五名いる事件で四年がかりで取調をしているがなお自白をえられないケースを抱えている。軽微な事件で逮捕勾留して重大な事件の取調をすることもある。軽微な事件で逮捕できる正当な理由がある以上は、身柄拘束中に別の事件について質問することは適法である。ただ、あくまで、その重大な事件についての取調に本人が同意しなければならぬ。以上である。

六 取調に対する供述は、各市警・シェリフが定める書式を用いて書面化される。⁽¹⁴⁾ こうした書式の各頁に再度ミランダ・ルールが印刷されているのが普通である。供述の記載者は、捜査官・被疑者・裁判所速記官等必ずしも一定しない。かかる書式で作成される供述(録取)書の枚数は、レター・サイズの書式で「半ページほどのものもあるが、一〇ページから一二ページくらいのもある。事件によりけり」(オーバニー市警)、「事情による、一二ページのものもある」(アムスターダム市警)、「事件によりけりで自白が volumes of pages になることもある」(イリイ・カウンティ)、「一般的には二、三頁です。記憶しているのが一番長いのは六頁のものです」(モンロー・カウンティ)といったあたりである。リーガル・サイズの書式を用いてもアンダーガ・カウンティの捜査官は「最長のもので、殺人事件で五枚半。そのほかのほとんどの重罪事件では二枚から四枚です」とし、バッファロー市警の捜査官は長いものでも三、四枚とする。⁽¹⁵⁾

(1) 紹介する捜査機関につき説明する。今回は、第一に、従来からの研究との連続性を考えて、NY州のシラキュース、アムスターダム、オーバニーの各市と、ナッソー・カウンティの警察本部から得た情報を中心に紹介する。これら警察本部の特徴については、拙著『職務質問の研究』(一九八五年)九七頁以下参照。なお、同書では、「アムスターダム (Amsterdam)」を「アムステルダム」と、「オーバニー (Albany)」を「オールバニ」と表記したが、前述の留学中に発音の違いに気付いたので、今回改める。第二に、筆者の留学したコーネル大学所在のイサカ市警からの情報を加える。第三に、シェイ・ポリースとカウンティ・シェリフの捜査協力を知るため双方の情報を紹介する。今回は、イサカから車で一時間程のところにあるシラキュース市の市警とその周辺のアナンダーガ・カウンティ・シェリフ本部(警察官数八九年五月現在五〇五名)、やはりイサカから車でナイアガラ・フォールに向かうと、二時間弱ほどのところにあるローチェスター市の市警と同

	人 口	警察官数		殺人等	強 姦	強 盗	重 傷 害	侵入盗	窃 盗	自動車盗	放 火
		1960年	1989年								
アムスターダム	20,822	42	40	0	2	5	17	119	215	7	0
オーバニー	97,309	241	340	16	64	335	417	2,046	2,919	347	65
シラキユース	161,228	369	452	14	87	494	563	4,721	6,836	563	142
ナ ッ ソ ー	—	1952	3158	22	83	1,010	751	6,592	18,666	5,643	172
イ サ カ	26,559	—	71	3	11	25	59	479	1,538	59	12
ローチェスター	236,672	—	632	29	165	1,021	1,278	5,418	14,093	1,183	293
モンロー	—	—	510	1	24	55	49	754	4,474	220	39
バッファロー	325,787	—	約1000	35	268	1,552	1,700	6,825	11,252	3,421	558

地域を管轄するモンロー・カウンティ・シェリフ本部、同じく四時間弱程のところにあるバッファロー市の市警本部とその辺りを管轄するイリイ・カウンティ・シェリフ本部（警察官八九年三月現在約七〇〇名）から得た情報を紹介する。第四に、他州の情報は、NY州の情報を補充し、今後他州の比較研究の手がかりとする意味で付加する。

ただ、以下で「実態」として紹介するのは、正確には捜査機関からの「情報」に留まる。これと対照すべき、NY州の検察官・裁判官・弁護士・一般市民の捉える「実態」について紹介できるほどの「情報」はない。従って、本文の「情報」が客観的事実にどこまで符合するのかは再度の現地調査を含め今後更に慎重に検討したい。なお、外国とはいえ捜査機関から得た情報であること、シテイとカウンティとで取調等につき異なる認識をもっていることもあること、今後の研究により「実態」の違った側面が出て来る可能性もあること等を考慮し（おわりに・注②参照）、協力してもらった警察官名等は伏せる。

以上のNY州の各警察本部の警察官数（六〇年の数字は拙著・前掲一〇四頁、八九年の数字はアムスターダム、シラキユース、ローチェスターが三月、オーバニー、ナッソー・カウンティ、イサカ、バッファロー、モンロー・カウンティが四月現在である）と人口、指標犯罪数（Uniform Crime Reports 1987 による）とを一覧表にして示す。但し、アナンダ

1ガ、イリイを除く。

(2) 弁護士によるものとして、東京三弁護士会代用監獄調査委員会『諸外国における未決拘禁の実態』(一九七七年)、同『外国における被疑者の拘禁場所』(一九八八年)、五十嵐二葉「グレンダール市警察局—五十嵐・庭山『代用監獄制度と市民的自由』(一九八一年) 一一一頁。警察官によるものとして、廣畑史郎「合衆国の保安官制度」(1)(2)(3)警察公論四三卷三號、四號、五號(一九八八年)、同「合衆国の保安官の歴史」(1)〜(4)警察公論四三卷六號〜四三卷九號(一九八八年)。研究者によるものとして、荒木伸怡「ジュエイルの現状と展望」警研五六卷九號(一九八五年)〜五七卷一號(一九八六年)、庭山英雄「アメリカ刑事司法の一段面」(1)(2)香川法学八卷三號、四號(一九八八、八九年)など。

(3) モンロー・カウンティ・ジュエイルの被收容者居住区の廊下(写真①)と“Cell”の写真(写真②)を示す。同ジュエイルでは原則として未決と既決とは分離收容であるが、現在過剰拘禁のため分離が困難な状態にあるとのことである。

因に、NY州では勾留の期間については特段の定めがない。この点は、迅速な裁判を受ける権利に関する期間制限という形で間接的に限界が設けられている。重罪事件は、カウンティ・シェリフが身柄拘禁を開始してから九〇日以内、三月以上の自由刑が法定刑として定められている軽罪については三〇日以内、その他三月未満の自由刑を法定刑とする罪については一五日以内、「犯罪」ではなく「反則行為(violation)」については五日以内に、それぞれ公判が始まらないときには、原則として保釈しなければならない(CPL, § 30. 30)。但し、重要証拠の発見のためなど公判開始の遅延が免責される除外事由等の例外が規定されている。

(4) 廣畑史郎・前掲論文参照。

(5) See, Practice Commentary, by William F. Pelgrin, Correction Law, § 550-a (McKenny's, 1987).

(6) 但し、被疑者がまた他の警察署で取調中で連行されていないのに、接見に来た弁護士に対して、bookingの最中であるから待たなければならぬと申し向け、被疑者の所在を明らかにせず、弁護士がその警察署で待機中に他の警察署で取調

被疑者・被告人の留置・接見・取調 渡辺

を受けていた被疑者が殺人罪の自白をした事案もある。See, *People v. Bevilacqua*, 45 N. Y. 2d 508, 410 N. Y. S. 2d 549, 382 N. E. 2d 1326 (1978). その他の事情と相俟って、弁護士権侵害を理由に自白の証拠能力は否定された。

(7) 東京三弁護士会の調査によると(前掲・『諸外国における未決拘禁の実態』二四頁以下)、N.Y.市では逮捕からアレイメントまでは時間の制限はないが、その後 *detention center* に移ってからは、保安目的のため、食事や職員交代時には接見を制限され、また、聞こえない距離で職員が立ち会うこともあるとされているが、それはかかる権限による制約かと思われる。

(8) シェリフが接見を拒否したとき、接見を確保するにはどのような救済手段があるか問題となる。弁護士と被疑者との接見の拒否を直接問題とした事例は見当らなかつたが、*People ex. rel. Schweinberger v. Casey*, 171 Misc. 601, 11 N. Y. S. 2d 960 (1939) が、参考になる。N.Y.州刑事訴訟法は、重要証人の法廷出頭の確保のため、証人が保釈金を支払えないときは裁判所の命令でシェイルに勾留することができる (*material witness order*, CPL, § 620. 20)。本件では、殺人の被疑者の妻が重要証人としてカウンティ・シェイルに勾留中、被疑者の弁護士が面会を求めたところ、シェリフが拒否したので、いわゆる「職務執行命令」の発付を求めて裁判所に申立がなされた。但し、当該刑事事件を管轄するのは別の裁判所に申立をした。裁判所は、シェイルの管理に関してはシェリフの裁量的管理権があることを認め、弁護士と被拘禁者との面会を認める法令上の根拠・権利がない限り、シェリフの権限が優越するとした。但し、もうひとつの理由として職務執行命令は非常救済手段であるところ、「正式起訴にかかる事件を管轄する裁判所は、刑事手続上の適切な申立があると、かかる証人との接見について可否を検討しこれを認める権限を有している」とする。本件では、この通常の救済方法が尽くされていないとする。要するに、事件を管轄する裁判所が接見の許可、期間、条件を設定する「裁量権」を有することを前提としている。これは、おそらく被疑者・被告人と弁護士との接見の場合にも当てはまるように思われる。また、その場合、シェリフは裁判所の命令に従う義務を負うものと思われる。

因に、上記の職務執行命令を求めるとして規定されている (Civil Practice Law and Rules, § 7801 (McKenny's 1981))。そこで、ジュエルが過剰拘禁のため他の近隣のジュエルに移監された被拘禁者が再移監の職務執行命令を求めて、この訴訟を申し立てたところ、申立は受理されたが、ただ、当該事件については移監に關してシェリフの裁量権があることを認め、いまだ憲法上の権利を侵害するような運用には至っていないので、請求を認めなかった例がある。See, Adams v. Meloni, 98 A. D. 2d 956, 470 N. Y. S. 2d 199, affirmed, 63 N. Y. 2d 868, 482 N. Y. S. 2d 469, 472 N. E. 2d 319 (1983).

(9) 最近入手した“LB #2-1989: February 28, 1989”は、「第六修正の弁護権」と題して、本文で説明した必要の弁護のルールを紹介し、さらに、上記のアイゼンバーグ事件でも問題になった、他事件での弁護人の介在と本件での取調の境界に關する最新事例まで紹介している。その一頁を示す(資料①)。

(10) General Order 411: Interrogation Procedure: effective on June 1, 1987. シカゴ市警も同種の内規をもつ。General Order: 82-3; Interrogation: Field and Custodial, issued on 30 Oct. 1987.

(11) ミランダ警告書を幾つか示す。NY州のものとして、資料②イサカ市警、③アムスターダム市警、④バッファロー市警(カード型。英語版・スペイン語版を示す)、⑤オーバニー市警(カード型)。他州のものとして、⑥テキサス州トラヴィス・カウンティ・シェリフ・オフィス(カード型)、⑦イリノイ州シカゴ市警(カード型)、⑧テキサス州シャーマン市警。

(12) バッファロー市警殺人課の執務室・取調室の写真を示す(写真③④)。壁には時計とカレンダーをかけておき、必要に応じて取調・自白をビデオにとるときに備えている。

(13) カウンティ・ジュエルに他の捜査機関が訪問して、被疑者取調をしたが、その方法が違法とされた例として、People v. Grimaldi, 52 N. Y. 2d 611, 439 N. Y. S. 2d 833, 422 N. E. 2d 493 (1981)。本件被疑者は、二級殺人で逮捕されアレイメントの後、公設弁護士が弁護人に付された。被疑者はカウンティ・ジュエルで拘束されたが、弁護人の接見から

被疑者・被告人の留置・接見・取調 渡辺

(四六七) 一九五

数時間して事件を管轄する州警察の捜査官が訪問し、取調を行なった。被疑者は父親と連絡をとってからでないと話はできないと述べたので、捜査官が「ジェイル看守官」に電話を持ってこさせて、被疑者の監房の近くで電話をする機会を与えたが、そのとき近くに隠れていてその会話を聞き、被疑者の不利益な供述をメモしたというものである。裁判所は、既にアレインメントが終了しているので、必要的弁護のルールに従い、弁護権侵害の自白として不許容とした。

(14) 被疑者・被告人供述用書式を示す。資料⑨オーバニー市警、⑩アムスターダム市警、⑪イサカ市警。他州のものとして、⑫テキサス州トラヴィス・カウンティ・シェリフ・オフィス、⑬テキサス州シャーマン市警。

(15) バッフアロー市警から入手した殺人事件の被疑者供述録取書(全三頁)を示す(資料⑭)。事の性質上、被疑者名はKのみ残し、他に事件関係者・捜査官等の氏名その他その特定につながる部分は黒塗にした。この取調は写真③④の取調室で行なわれた。被疑者Kは椅子に坐る捜査官の横に立って取調を受けた。供述録取書には取調の開始時間と終了時間が記される(午後九時から一〇時四〇分)。また各頁毎に被疑者が署名する。“witness”欄は、取調捜査官とは別の捜査官が立会い、その署名を記載する欄である。

おわりに

一 最後に、以上のようなニューヨーク州の状況を素材にして日米比較法研究上の論点につき若干整理しておく。

まず、ニューヨーク州における捜査は取調・自白獲得中心か否か。ニューヨーク州では取調の時間が総じて短く、その際に作成される供述(録取)書は概して日本のそれよりも短いという印象を受ける。これは、陪審による事実認定との関連で、罪体に関する関与の事実について簡単明瞭な自白が望ましく、また、事実認定手続と量刑手続の

分離、量刑前調査制度があるため (CPL, § 390. 20)、⁽¹⁾ 量刑事情は捜査機関が調査する必要があることも関連しているかと思われる。といって、アイゼンバーグ事件、一〇六分署拷問事件や判例の事例等が示すように、捜査機関に
自白獲得の志向がないわけではない。有罪・無罪の認定上自白が重大な意味を持つ上、秩序維持の観点からも自白
獲得の要請はやはり強いと思われる。

次に、取調適正化とミランダ・ルール、ニューヨーク州の必要的弁護ルールの意義についてはどうか。上記のよ
うに、取調の必要と被疑者・被告人の黙秘権・弁護権とがもつともするどい緊張関係に置かれるのは逮捕留置中であ
る。ミランダ・ルール、取調における必要的弁護ルールはかかる場面での取調を規制する。こうしたルールがあ
るからこそ、州、カウンティ、シティにより権利保障の実質化のために様々な工夫がなされるのである。逮捕留置
はシティ・ジェイルで行なうのが一般であるところ、⁽²⁾ マクナブ・マローリ・ルールやこれを受けた州刑法が引致
時間を制限して強制取調の生じる時間を縮減し、また、別の州だがシカゴ市警のように、被逮捕者留置のために
“Lockup”⁽³⁾ と呼ばれる留置場の管理部門を別にして身柄管理の適正を図ろうとする工夫が見られる。既に紹介した
ミランダ警告の方法や供述用書式の工夫等のほかに、他州であるが、シカゴ市警は“Lockup”で逮捕留置中の者
の電話利用方法を内規で詳細に定めたりもしている。⁽⁴⁾ NY州にも公設弁護士事務所が設けられているが、これも被
疑者・被告人の公選弁護人請求権の実質化に役だっている。⁽⁵⁾ ただ、必要的弁護のルールは、弁護権行使の可否の判
断にも法的助言を保障してはじめて被疑者・被告人の主体性が確保されると考える点で、被疑者本人の任意の弁護
権放棄を認めるミランダ・ルールと異なる。もつとも、ニューヨーク州でも被疑者については既に弁護人選任を終

えていないと同ルールは適用されないという限界が残されている。では、我国の取調適正化にとり、いづれのルールが有効か。その当否判断は難しい。ニューヨーク州でも「これ以上被告人や犯罪をやったことで逮捕された者に権利・特権を拡大したなら、社会全体が大変な犠牲を負うことになるでしょう」というイリイ・カウンティのある捜査官の沈痛な指摘がなされているのも事実である。が、取調は捜査機関と被疑者・被告人とのもっとも鋭く対決する場面である。その段階では被疑者・被告人が法律知識の提供や有効な攻撃・防御方法につき専門家たる弁護人の適切な助言を受けられるようにしなければならない。それには、弁護権放棄における必要的弁護のルールとこれを実現するための捜査手続における国選弁護の保障の方向が目指されるべきなのかもしれない。

取調における弁護人の立会と別途に、被疑者・被告人と弁護人との秘密交通権と取調の必要性との優劣関係はどうか。我国では、捜査の全般的必要性による自由接見交通の一般的制限が行われてきた長い歴史をもつだけに關心のある論点である。が、ミランダ・ルール、必要的弁護ルールいずれも被疑者・被告人または弁護人が接見要求をするると取調を直ちに中止しなければならないとする。現場でもそのような運用をしているとの捜査官の説明である。被疑者・被告人側が黙秘権を行使して取調中止を求められる上、弁護人立会での取調と秘密接見いずれを優先するか選択することもできる。被疑者・被告人の主体性は強く保護されている。ただ、それでもかなりの数の被疑者・被告人が取調に応じて自白しているのも事実のようである。

被疑者・被告人の留置場所として捜査機関が管理運営する施設は本来不当とみるのかどうか。ニューヨーク州でも捜査における取調・自白獲得重視の傾向がないわけでもない。にも拘らず、アレインメント後、被疑者・被告人

がカウテイ・ジェイルに勾留されているとき、カウンテイ・シェリフ以外の捜査機関による拷問等物理的な強制取調を受ける事態はみられない。カウンテイ・シェリフ管轄事件の場合、被疑者・被告人が逮捕・勾留される場所はシェリフの管理運営するジェイルである。事件担当の捜査機関自ら被疑者・被告人の身柄を拘束することになる。また、シェリフが自己の拘束する被疑者・被告人の取調をすることもある。しかし、カウンテイ・ジェイルに勾留していることを利用して強制取調をすることが大きな問題となる状況も見られない。従って、勾留場所につき、捜査権のあるシェリフの管轄する施設ではなく、矯正局などを設置してその施設に収容している例があるが、そうすべきである時まで主張する議論はないと思われる。では、我国でも取調の適正化が実現できれば留置の場所の性質は問題にならないといえるのか、慎重な検討を要する。

施設の管理運営の必要は被疑者・被告人と弁護士との接見の自由に優越するのか。弁護士接見につきカウンテイ・ジェイル、シテイ・ジェイルともに時間の制限、逃亡防止などのための制限、物の授受の制限などを設けている。被疑者・被告人と弁護人の接見の自由は、施設の管理運営の権限により制約される。だが、取調が始まれば、ミランダ・ルールや取調における必要的立会のルールの結果、被疑者・被告人は弁護人の立会を請求する憲法上の権利を保障されている。従って、保安上の理由による接見の制約のため、被疑者・被告人の黙秘権・弁護権の行使が妨げられる事態に至ることはないようである。

二 取調・自白採取中心の捜査は、ニューヨーク州でも看取される。これに対して、取調における必要的弁護のルールは被疑者・被告人の主体的地位を保障するものである。そして現在までのところ、取調・自白獲得中心の効率

的捜査の必要性に対して被疑者・被告人の主体性の保障の必要性が優位におかれていると評価できよう。これを我国における糾問的捜査観に対する弾劾的捜査観の優位という観点で捉えることもできる。我国でも、被疑者・被告人の主体性を奪うような取調方法、弁護士との接見の制限は許されないし、そうした状況に事実上至るような留置環境におくことも許されない。しかし、かかる法の原理を現実化するため、上記の各論点につき日米比較法を素材として我国の法解釈論・立法論を展開する場合、いかなる方向が妥当なのか判断するには、さらに準備がいる。つまり、以上のような法律・判例・実態の日米比較検討の他に日米の犯罪現象・警察の質・市民の人権感覚等を含めた総合的な研究を踏まえ、両国の捜査と刑事司法の構造的特質の異同を明らかにする作業である。かかる架橋の作業を今後の課題として本稿はひとまず閉じたい。

(一) ニューヨーク市では市裁判所に附属の detention cell に留置し、迅速にアレインメントを受けられるようにする場合²⁶⁵。See, *People v. Blake*, 35 N. Y. 2d 331, 361 N. Y. S. 2d 881 (1974); *Brito v. Ross*, 43 N. Y. 2d 229, 401 N. Y. S. 2d 61 (1977); *Gordon v. City of New York*, 120 A. D. 2d 562, 502 N. Y. S. 2d 215 (1986).

(二) *General Order 73-14: Arrestee's Communication and Visitors*, issued on 17 Nov. 1978. その第三部では、「警察本部の留置施設には、被逮捕者が弁護士及び家族と連絡をとることができるように、公衆電話を設置している」とし、基本的に、「被逮捕者は、最初に留置される本部の留置施設に到着後、ロックアップ内の公衆電話を用いて、合理的な時間内で合理的な回数にわたり電話をかけて、自己の選択する弁護士及び家族と連絡することを認められる」と規定されている。しかし、そうしたシカゴ市警の取調適正化の方策のもとで行なわれる取調につき、同市弁護士会の被拘禁者人権擁護委員会議長を務める弁護士から得た「情報」を紹介する。シカゴではアレインメントまでの留置時間は二四時間であるが、その逮捕留置中等に行なわれる取調の問題として彼の指摘したのは次の点である。

①まず、逮捕後、ブッキング最中に接見を求めたときの捜査官の対応について、「法技術的には弁護人は警官が仕事を終える前に接見する権利を持っているのです。しかし、警官は仕事が済むまで被疑者を隠して、弁護人が被疑者に黙秘するよう助言するのを防ごうとします。」②シテイ・ジェイルの取調室は、「通常は、八フィート×一〇フィートの壁に囲まれた部屋。被疑者を鎖で壁に繋いでおきます。家具はありません。石炭殻のブロックでできた壁に囲まれています。」③取調方法につき、「警官は必ずしもミランダ警告をするわけではないのです。ところが、法廷ではミランダ警告をしたと嘘をつきます。」捜査官がチームを組んで被疑者が自白するまで交替で取調室に拘束しておくこともしばしばです。」拷問その他の濫用行為の有無については、「巧妙、且つずるがしこい方法を用います。ビニールの袋を頭の上にのせたり、電話帳を頭の上にのせるのです。そして、その本なんかをバットなどの器具で殴るのです。また、肋骨にパンチをくわせるのです。眠らせないで続けて取調をすることもあります。でもいつも被疑者に怪我などの目につく痕を残さないように注意しています。」④シテイ・ジェイルでの夜間、執務時間外、日曜その他の休日の接見については、「弁護人はシテイ・ジェイルではいつでも会える権利をもっています。しかし、警官はわざとぐずぐずしたりして、被疑者が弁護人の接見を受けるのを遅らせることもできるのです。」⑤カウンティ・ジェイル勾留中の取調について、「捜査官がカウンティ・ジェイルに收容されてから取調をすることは減多にありません。通常は、被疑者がカウンティ・ジェイルに送られる前に確実に自白をとるようにしているのです。」しかし、「カウンティ・ジェイル当局者は捜査官に協力して、本来取調できないときに被疑者取調のために面会を認めることがあります」。

(3) ニューヨーク州の公選弁護人請求権を概観しておく。公選弁護人請求権は、①身柄拘束中の取調の場合(根拠は、ミランダ・ルールと必要の弁護ルール)、②手続の性質上、被疑者の防禦が後の公判の結果を決定するきわめて重大なものである場合(いわゆる“critical stage”のルール。連邦判例法による)(具体的には、ライン・アップなど。Cf., *People v. Blake*, 35 N. Y. 2d 331, 361 N. Y. S. 2d 881 (1974))、③マレーンメント手続または正式起訴以後(CPL, 170, 10; 18

・被疑者・被告人の留置・接見・取調 渡辺

(四七三) 一〇一

0.10 (McKenny's 1982)) にされざる保障される (See, *People v. Samuels*, 49 N. Y. 2d 218, 431 N. Y. S. 2d 694, 409 N. E. 2d 1368 (1980))。①②はその手続単位の弁護の保障であるが、③に至ると事件単位で包括的な弁護を受けられる。但し、③は「交通反則または反則行為」には及ばなく (CPL, § 170.10 (3) (c))。交通反則は、初犯で五〇ドルの罰金または一五日以内の拘留、もしくはその併科を言い渡される。拘留については、最長九〇日と定められる (Vehicle and Traffic Law, § 1800 (McKenny's, 1986))。しかし、この点では、軽罪であっても法定刑として自由刑を定めても事実上自由刑が言い渡されるときには、公選弁護人請求権は保障されないとする連邦判例法からみると、保障の範囲を広げていることである (cf., *Argersinger v. Hamlin*, 407 U. S. 25 (1972); *Scott v. Illinois*, 440 U. S. 367 (1979))。但し、資力のないことが判明したときには交通反則の被告人であっても、公選弁護人請求権を認めるべきであるという判例がある (see, *People v. Weinstock*, 80 Misc. 2d 510, 363 N. Y. S. 2d 878 (1974))。

次に「公設弁護士」(public defender) にされる。これはカウンティまたは市が設置できる行政組織上の職である (County Law, § 716)。行政監督委員会 (カウンティの政府) 等が、事務所を設置し、その長として一名の “public defender” を任命する。この “public defender” が、他の “assistant attorneys” などを任用する (County Law, § 716)。事務所所属の弁護士の給与並びに弁護費用はカウンティ等が支給する。被疑者・被告人が公選弁護人請求権を行使し、裁判所が公設弁護士または公設弁護士事務所所属弁護士を任命したときには、刑事訴訟法上の公選弁護人たる地位 (assigned counsel, see, e.g., CPL, 170.10) につく。裁判所は、公設弁護士事務所以外の弁護士を公選弁護人に任命できるのは当然である (County Law, § 718 にその趣旨の注意規定がある)。

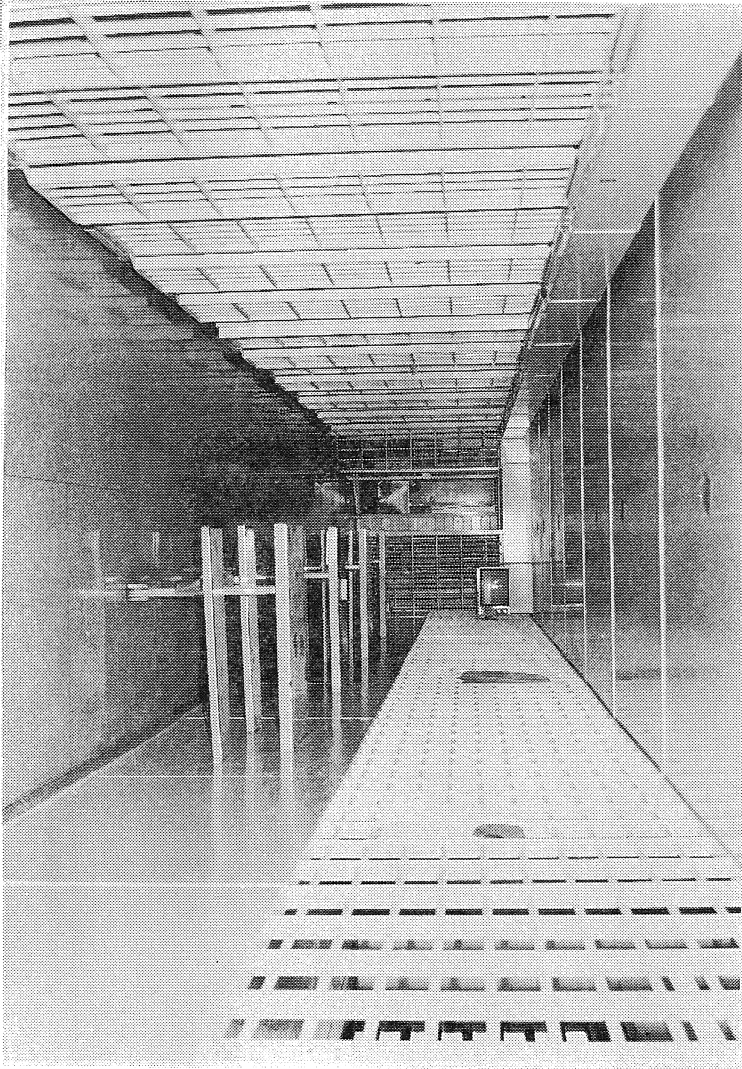
さて、被疑者は資力がなると認められると、逮捕手続以後の弁護を受けることができる (County Law, § 717 (1), McKenny's Suppl., 1987)。従って、公選弁護人請求権よりも早い手続段階から、しかも手続単位ではなく、事件の包括的な弁護を受けることができる。対象犯罪は、重罪、軽罪、その他自由刑を法定刑とするものとされ、ただ、「交通反則」は

除外されている (County Law, §722-a)。この点でも、公選弁護人請求権の保障とややずれがある。

他州の状況については、櫻井正史「アメリカ合衆国における刑事弁護制度」(一)(二) 捜査研究三五卷四号、五号(一九八六年) 参照。

* 本研究にあたり、昭和六二年、六三年度科学研究費・奨励研究(A)の助成を得た。

写真① (モノロー・カウンティ・ジェイル)

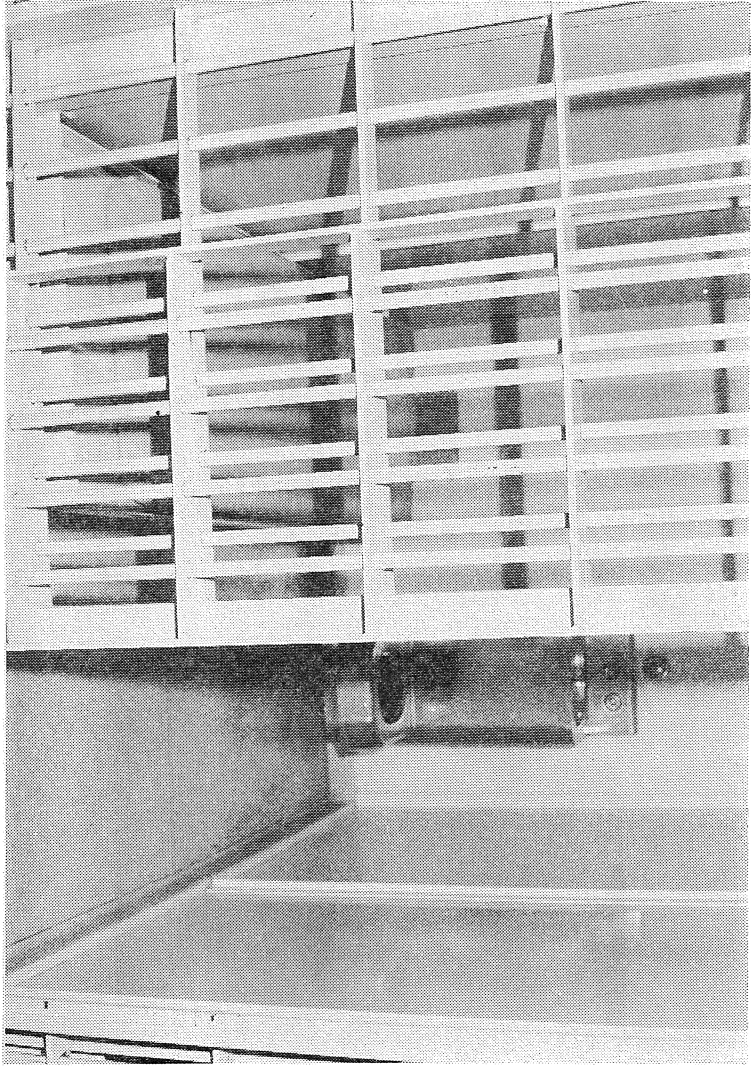


神戸学院法学 第一九卷第三・四号

(四七六)二〇四

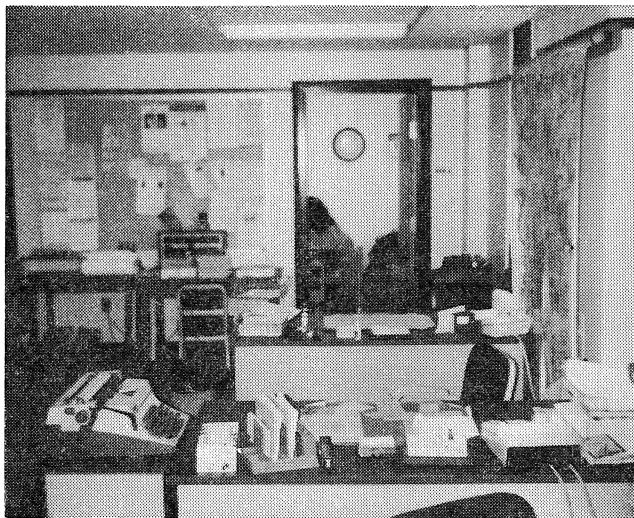
写真② (モンロー・カウンティ・ジェイル)

被疑者・被告人の留置・接見・取調 渡辺

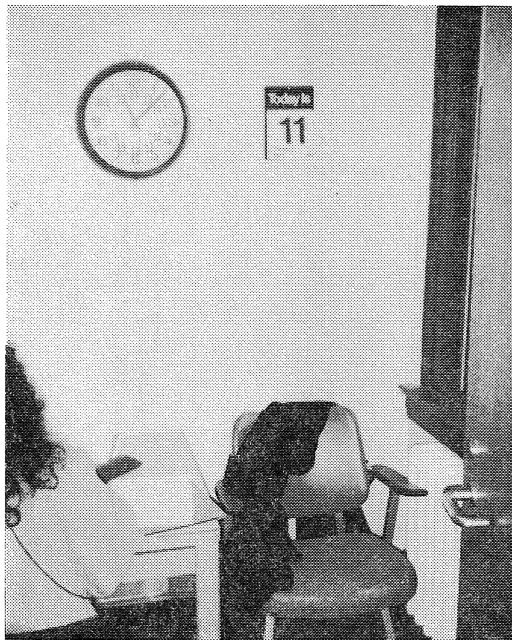


(四七七) 二〇五

写真③ (バッファロー市警殺人課執務室と奥の取調室)



写真④ (同上・バッファロー市警殺人課取調室)



被
疑
者
・
被
告
人
の
留
置
・
接
見
・
取
調

渡
辺

LB#2-1989
Page 3
February 28, 1989

I. SIXTH AMENDMENT RIGHT TO COUNSEL

A. Right to Counsel attaches when suspect requests an attorney

In Miranda, the Court determined that the right to have counsel present at the interrogation is indispensable to the protection of the Fifth Amendment privilege against self-incrimination. Therefore, once the suspect indicates that he wants an attorney, the questioning of the suspect must cease until an attorney is present. Although the United States Supreme Court had not explicitly held that a suspect in custody could not change his mind and make an effective waiver after he invoked his right to counsel, the New York Court of Appeals settled this question in People v. Cunningham, 49 N.Y.2d 203 (1980). In Cunningham, the Court interpreted Article 1, §6 of this State's Constitution (the equivalent of the Sixth Amendment) to mean that once a defendant in custody invokes his right to counsel, he cannot thereafter waive that right in the absence of counsel. The Court implicitly held that a defendant's right to counsel attaches "indelibly" upon his request for counsel. The overall significance of this "indelible" attachment is, of course, that a defendant in custody cannot be questioned after he has requested an attorney unless he waives that right in the presence of an attorney.

Following Cunningham, the protection afforded to an individual who invoked his right to counsel appeared to be limited to instances where the defendant was in custody. However, in People v. Skinner, 52 N.Y.2d 24 (1980), the New York Court of Appeals held that an individual who obtained counsel on the matter under investigation could not be interrogated on the same subject in the absence of counsel, even in a noncustodial setting. In Skinner, the police questioned a murder suspect several times, however, the suspect was never placed in custody. As a result of the repeated police questioning, this individual retained an attorney who advised the police that he represented the defendant. Sometime later, the police served the defendant with an order compelling him to appear in a lineup. When the defendant was served with this order, he agreed to talk to the officers and made damaging admissions after being given Miranda warnings. The Court suppressed the defendant's statements and restated the rule that "where...a defendant is known to have invoked the right to and obtained the services of counsel on the matter about which the person is questioned, the State may not use statements elicited from that person in the absence of a waiver of counsel made in the presence of the attorney."

It should be noted that a limited exception to the Cunningham rule exists where police are attempting to ascertain the whereabouts of a kidnap victim. In People v. Krom, 61 N.Y.2d 187

ITHACA POLICE DEPARTMENT
120 EAST CLINTON STREET
ITHACA, NEW YORK 14850

CONSTITUTIONAL RIGHTS

- (1) You have the right to remain silent.
- (2) Anything you say can and will be used against you in a court of law.
- (3) You are entitled to have a lawyer present with you prior to and during any questioning.
- (4) If you cannot afford to hire a lawyer, one will be appointed to represent you before any questioning if you wish.
- (5) You can decide at any time to exercise these rights and not answer any questions or make any statements.

WAIVER

- (a) Do you understand each of these rights I have explained to you?

YES/NO

- (b) Do you wish to talk with a lawyer?

YES/NO

- (c) Having these rights in mind, do you wish to talk to us now?

YES/NO

_____ Place _____ Time _____ Date

Signature of Witness

Signature of Defendant

White Copy: File *Yellow Copy:* D.A. *Pink Copy:* Defendant

CASE # _____

神戸学院法学 第一九卷第三・四号

(四八〇)二〇八

資料③ (アムスターダム市警)

被疑者・被告人の留置・接見・取調
渡辺

(N.Y., Amsterdam, Police Dept.)
(1969. 2. 6)

AMSTERDAM POLICE DEPARTMENT
STATEMENT OF MIRANDA RIGHTS

1. YOU HAVE A RIGHT TO REMAIN SILENT.
2. ANYTHING YOU SAY CAN AND WILL BE USED AGAINST YOU IN A COURT OF LAW.
3. YOU HAVE THE RIGHT TO TALK TO A LAWYER AND HAVE HIM PRESENT WITH YOU BEFORE AND WHILE YOU ARE BEING QUESTIONED.
4. IF YOU CANNOT AFFORD TO HIRE A LAWYER, ONE WILL BE APPOINTED TO REPRESENT YOU BEFORE ANY QUESTIONING, IF YOU WISH.
5. YOU CAN DECIDE AT ANY TIME TO EXERCISE THESE RIGHTS AND NOT ANSWER ANY QUESTIONS OR MAKE ANY STATEMENTS.
6. DO YOU UNDERSTAND EACH AND EVERYONE OF THESE RIGHTS?
7. NOW THAT I HAVE ADVISED YOU OF YOUR RIGHTS ARE YOU WILLING TO ANSWER MY QUESTIONS WITHOUT AN ATTORNEY ?

WAIVER OF RIGHTS

I HAVE READ THE ABOVE STATEMENT OF MY MIRANDA RIGHTS AND I UNDERSTAND EACH OF THOSE RIGHTS AND HAVING THESE RIGHTS IN MIND I DO NOT WANT AN ATTORNEY AND I WILLINGLY DECIDE TO MAKE A STATEMENT REALIZING THAT I HAVE A RIGHT TO CHANGE MY MIND AT ANY TIME.

WITNESSED BY:

DATE: _____

TIME: _____

APD/Form 30

(四八二)二〇九

WARNING-SUSPECT'S RIGHTS

1. You have the right to remain silent.
2. Anything you say can and will be used against you in a court of law.
3. You have the right to talk to a lawyer and have him present with you while you are being questioned.
4. If you cannot afford to hire a lawyer, one will be appointed to represent you before any questioning, if you wish one.

WAIVER

After the warning and in order to secure a waiver, the following questions should be asked and an affirmative reply secured to each question.

1. Do you understand each of these rights I have explained to you?
2. Having these rights in mind, do you wish to talk to us now?

P-90A

COMMISSIONER OF POLICE, BUFFALO, N.Y.

AVISO DERECHOS DEL SOSPECHO

1. Ud. tiene el derecho de quedarse callado.
2. Cualquier declaración que ud. haga puede ser usada y sera usada contra ud. en el juicio.
3. Ud. tiene el derecho de hablar con un abogado y de pedirle que este presente mientras lo interrogan a ud.
4. Si ud. no puede pagar a un abogado, se nombrara uno para representarlo antes de que lo interroguen, si lo desea ud.

RENUNCIA

After the warning and in order to secure a waiver, the following questions should be asked and an affirmative reply secured to each question.

1. Ha comprendido cada uno de estos derechos que yo le he explicado a ud.?
2. Teniendo esto derechos en su mente, quiere ud. hablarnos ahora?
esperar a su abogado?

P-90B

Comisionado de Policia

Buffalo, New York

被疑者・被告人の留置・接見・取調
渡辺

MIRANDA WARNING

1. You have the right to remain silent.
2. Anything you say can and will be used against you in a court of law.
3. You have the right to talk to a lawyer and have him present with you while you are being questioned.
4. If you cannot afford to hire a lawyer, one will be appointed to represent you before any questioning, if you wish one.

(表)

WAIVER

After the warning and in order to secure a waiver, the following questions should be asked and an affirmative reply secured to each question.

1. Do you understand each of these rights I have explained to you?
2. Having these rights in mind, do you wish to talk to us now?

(裏)

SOL GREENBERG

District Attorney of Albany County, N.Y.

**WARNING TO BE GIVEN BEFORE TAKING
ANY ORAL OR WRITTEN CONFESSION**

1. You have the right to remain silent and not make any statement at all and that any statement you make may be used against you at your trial;
2. Any statement you make may be used as evidence against you in Court.
3. You have the right to have a lawyer present to advise you prior to and during any questioning;
4. If you are unable to employ a lawyer, you have the right to have a lawyer appointed to advise you prior to and during any questioning; and
5. You have the right to terminate the interview at any time.

I have received and understand the
warning on the other side of this card.

Signature _____
(Person Warned)

Date _____

Time _____

Officer _____
(Witness)

(表)

被疑者・被告人の留置・接見・取調
渡辺

**REQUIRED WARNINGS
TO BE GIVEN PRIOR TO
INTERROGATION**

Before we ask you any questions, it is our duty to advise you of your rights.

1. Do you understand that you have a right to remain silent?
2. Do you understand that anything you say can and may be used against you in court, or other proceedings?
3. Do you understand that you have a right to talk to a lawyer before we ask you any questions, and to have him with you during questioning?
4. If you cannot afford or otherwise obtain a lawyer and you want one, a lawyer will be appointed for you, and we will

(裏)

- not ask any questions until he has been appointed.
5. If you decide to answer now with or without a lawyer, you still have the right to stop the questioning at any time, or to stop the questioning for the purpose of consulting a lawyer.
 6. You may waive the right to advice of counsel and your right to remain silent, and you may answer questions or make a statement without consulting a lawyer if you so desire.
 7. Do you understand each of these rights?
 8. Do you wish to answer questions at this time?

CPD-11 480 (Rev 11/87)

資料⑧ (テキサス州シャーマン市警)

(TEXAS, Sherman, Police Dept.)
(1959.2.3)

MIRANDA WARNING.

- _____ 1. You have the right to remain silent.
- _____ 2. Anything you say can and will be used against you in a court of law.
- _____ 3. You have the right to talk to a lawyer and have him present with you while you are being questioned.
- _____ 4. If you cannot afford to hire a lawyer, one will be appointed to represent you before any questioning if you wish.
- _____ 5. You can decide at any time to exercise these rights and not answer any questions or make any statements.
- _____ 6. You have the right to terminate this interview at any time.

WAIVER

1. Do you understand each of these rights I have explained you? _____
2. Having these rights in mind, do you wish to talk to us now? _____

signature of suspect

signature of officer

signature of witness

time date

place

資料⑨ (オーバニー市警)

被疑者・被告人の留置・接見・取調
渡辺

SPRENGER MOORE BUSINESS FORMS, INC. L

ALBANY POLICE DEPARTMENT

STATE OF NEW YORK }
COUNTY OF ALBANY } SS.
CITY OF ALBANY }

Incident # _____

Date _____

Time started _____

Time finished _____

I, _____ have been advised of the following rights by _____
of the Albany Police Department at _____ am/pm on the _____ day of _____, 19 _____.

- (1) That I have a right to remain silent;
- (2) That anything I say can and will be used against me in a court of Law;
- (3) That I have a right to talk to a lawyer and to have him with me while I am being questioned;
- (4) That if I can not afford a lawyer, one will be appointed to represent me before any questioning, if I want one.

I understand that these are my rights under the law and I understand what they mean. Having these rights in mind, I wish to make the following statement. This statement is of my own free will and I have not been threatened or promised anything and I have not been offered any hope of reward or leniency.

Name _____, Date of Birth _____

Residence _____

being duly sworn, deposes and says:

Witness _____

Signed _____

Subscribed and sworn to before me, this

Witness _____

_____ day of _____, 19 _____

Page 1 of _____

Commissioner of Deeds

ORIGINAL

(四八七) 二二五

資料⑩ (アムスターダム市警)

CNY, Amsterdam, Police Dept.
(1949, 3. 6)

VOLUNTARY STATEMENT

DATE _____ PLACE _____ TIME STARTED _____ M.

I, the undersigned, _____ am _____ years of age, having been born on _____ at _____

I now live at _____

I have been duly warned and advised by _____ a person who has identified himself as _____

_____ that I do not have to make any statement at all, nor answer any questions or do anything that might tend to go against me or incriminate me in any manner, and that any statement I make, can and will be used against me on the trial or trials for the offense or offenses concerning which the following statement is herein made. I was also warned and advised of my right to the advice and presence of a lawyer of my own choice before or at any time during my questioning or statement I make, and if I am not able to hire a lawyer I may request and have a lawyer appointed for me, by the proper authority, without cost or charge to me.

I do not want to talk to a lawyer, and I hereby knowingly and purposely waive my right to the advice and presence of a lawyer before and during any questioning or at any time before or while I voluntarily make the following statement to the aforesaid person, knowing that anything I say can and will be used against me in a court or courts of law.

I declare that the following voluntary statement is made to the aforesaid person of my own free will without promise of hope or reward, without fear or threat of physical harm, without coercion, favor or offer of favor, without leniency or offer of leniency, by any person or persons whomsoever.

Multiple horizontal lines for writing the voluntary statement.

I have read each page of this statement consisting of _____ pages, each page of which bears my signature, and corrections, if any, bear my initials, and I certify that the facts contained herein are true and correct. I further certify that I made no request for the advice or presence of a lawyer before or during any part of this statement, nor at any time before it was finished did I request that this statement be stopped. I also declare that I was not told or prompted what to say in this statement. This statement was completed at _____ M. on the _____ day of _____, 19_____

WITNESS: _____ Signature of person giving voluntary statement

WITNESS: _____

APD FORM NO. 38

神戸学院法学 第一九卷第三・四号

(四八八) 二二六

資料① (イサカ市警)

被疑者・被告人の留置・接見・取調 渡辺

Tithata

VOLUNTARY STATEMENT

STATE OF _____ COUNTY OF _____ CITY OF _____

DATE _____ PLACE _____ TIME STARTED _____ M.

I, the undersigned, _____, am _____ years of age, having been born on _____, at _____

I now live at _____

I have been duly warned and advised by _____, a person who has identified himself as _____, that I do not have to make any statement at all, nor answer any questions or do anything that might tend to go against me or incriminate me in any manner, and that any statement I make, can and will be used against me on the trial or trials for the offense or offenses concerning which the following statement is herein made. I was also warned and advised of my right to the advice and presence of a lawyer of my own choice before or at any time during my questioning or statement I make, and if I am not able to hire a lawyer I may request and have a lawyer appointed for me, by the proper authority, without cost or charge to me.

I do not want to talk to a lawyer, and I hereby knowingly and purposely waive my right to the advice and presence of a lawyer before and during any questioning or at any time before or while I voluntarily make the following statement to the aforesaid person, knowing that anything I say can and will be used against me in a court or courts of law.

I declare that the following voluntary statement is made to the aforesaid person of my own free will without promise of hope or reward, without fear or threat of physical harm, without coercion, favor or offer of favor, without leniency or offer of leniency, by any person or persons whomsoever.

NOTICE
(Penal Law, Section 210.45)

It is a crime punishable as a Class A Misdemeanor under the laws of the State of New York, for a person, in and by a written instrument, to knowingly make false statements, or to make a statement which such person does not believe to be true.

Affirmed under penalty of perjury this _____ day of _____, 19 _____

Signature

I have read this statement consisting of _____ page(s), and I certify that the facts contained therein are true and correct. I further certify that I made no request for the advice or presence of a lawyer before or during any part of this statement, nor at any time before it was finished did I request that this statement be stopped. I also declare that I was not told or prompted what to say in this statement.

This statement was completed at _____ M. on the _____ day of _____, 19 _____

WITNESS: _____

Signature of person giving voluntary statement

WITNESS: _____

Case #

(四八九) 二二七

資料⑬ (テキサス州ジャーマン市警)

被疑者・被告人の留置・接見・取調
渡辺

(TEXAS, Sherman, Police Dept.)
(1977.2.2)

VOLUNTARY STATEMENT

DATE _____, 19____. TIME _____ M. PLACE _____

I, _____, am _____ years old and I live at _____

I am giving this statement to _____, I.D. _____, who has identified himself as a _____

and he has duly warned me that I have the following rights: that I have the right to remain silent and not make any statement at all; that any statement I make may be used against me at my trial; that any statement I make may be used as evidence against me in court; that I have the right to have a lawyer present to advise me prior to and during any questioning; that if I am unable to employ a lawyer, I have the right to have a lawyer appointed to advise me prior to and during any questioning and that I have the right to terminate the interview at any time.

Prior to and during the making of the statement, I have and do hereby knowingly, intelligently, and voluntarily waive the above explained rights and I do make the following voluntary statement to the aforementioned person of my own free will and without any promises or offers of leniency or favors, and without compulsion or persuasion by any person or persons whomsoever:

I have read this statement consisting of _____ page(s), each page of which bears my signature, and I do affirm that all facts and statements contained herein are true and correct.

Signature of person making voluntary statement

The above warnings were given by and this voluntary statement was taken by

Witness

(This must be one and the same person as named above)

(四九一)二二九

資料⑭ 被疑者供述録取書 (バッファロー市警) (全三頁)

City of Buffalo
Department of Police

February 9, 19

City of Buffalo.)
County of Erie.) S.S.
State of New York)

K [redacted] -black male-39 yrs. old-dob, 5/27/48-residing at 211 [redacted] St.
phone # [redacted], being duly sworn, deposes and makes the following sworn state-
ment in room #328 (Homicide Bureau) of Buffalo Police Headquarters. Statement
typed by Det. [redacted]. Questions asked by Det. [redacted].
Statement started at 2100hrs.

Q. Can you read and write and how far did you go in school?

A. Yes, I can read and write and I had a year of college.

Q. Det. [redacted] will now read you your rights, do you understand?

A. Yes.

At this point K [redacted] is read his rights off of a card. It is then given
to the deponent to initial and date.

Q. The Buffalo Police Homicide Bureau is investigating the homicide Death of
one G [redacted], white female; 81 yrs. old, of 207 [redacted] St.. Her body
was found on 2/ [redacted] at approximately 3:26PM. Will you tell us, in your own
words, what you know of her death?

A. Nothing.

Q. Did you know [redacted]?

A. Yes. She's my neighbor. We (me, my wife, and our children) moved into 211
[redacted] about 3 years ago. We know her for about 2 years.

Q. Have you ever been inside her house?

A. Yes. I've done a few odd jobs for her.

Q. When is the last time you were in her house?

A. About three weeks ago. I fixed a broken window on her garage and I fixed a
leaky faucet on her kitchen sink.

Q. When is the last time that you saw [redacted]?

A. I can't remember the last day. It was one day last week. She was pulling her
car out of her driveway. It was in the daytime.

Q. With whom do you live with at 211 [redacted]?

A. My wife [redacted] and our four children. They are aged two to eleven. My cousin
[redacted] stays with us occasionally.

Q. When is the last time that you were home?

A. Friday evening, February 5th. I left the house at about 5:00 o'clock PM, and
I haven't been home since.

Q. Why?

A. I've been having domestic problems with my wife [redacted].

Q. Where did you go when you left home?

A. I first went over to my friend [redacted] house. I think it's 470 [redacted].
His phone number is [redacted]. I stayed there about a half hour. Then I went
to my friend [redacted] house at 206 [redacted] St.. I was there a couple of
hours. Actually it was a few hours. I left there around 8 or 9 PM.. I walked
up High Street to Jefferson and I met a girl named [redacted] and a guy named
[redacted].

We stopped at a store and bought a six pack of beer and then we drove
in Melvins car to his house at 264 [redacted] St.. I stayed there until about
2:00 PM yesterday, February the eighth. I left there and went back to [redacted]
house. Then I went to my moms house at 75 [redacted] St. and spent the night there.

I left there around noon today and went back to [redacted] house. I left ther
and called my wife from a public phone booth. Then I walked down Jefferson and
that's where I ran into you guys at Jefferson and Laurel.

Q. Do you use drugs?

A. Yes I do. I used to use heroin, but now I use cocaine.

Q. Did you use cocaine on Friday, at your house, before you left?

A. Yes. I shot up a bag.

Q. Where did you get the cocaine that you used?

A. My cousin [redacted] gave it to me. He gave it to me at my house Friday.
He gave me about seven \$25.00 bags to sell for him.

Sworn statement of K [redacted] to be continued on page #2.

[redacted]

神戸学院法学 第一九卷第三・四号

(四九二) 二一〇〇

Sworn statement of K [REDACTED] continued from page #1.

- Q. Was your cousin [REDACTED] staying at your house that Friday?
A. Yes. He had stayed over Thursday night also.
- Q. Did [REDACTED] tell you to give him the money that you received for selling the coke that he gave you?
A. No. He just gave the coke to me because he felt that he owed me for favors I've done for him.
- Q. How big of a dealer is [REDACTED]?
A. Not big, he deals maybe in about an eighth of an ounce at a time.
- Q. About what time did you do the cocaine Friday?
A. It was about a half hour before I left. Around 4:30PM.
- Q. Did you get high?
A. So-so, but I knew what I was doing.
- Q. Did you argue with your wife before you left?
A. No I didn't.
- Q. When you left your house, did you go next door to [REDACTED] house?
A. No.
- Q. Did you kill [REDACTED]?
A. No I didn't.
- Q. Do you know who did?
A. No I don't.
- Q. Have you ever left your house before, for an extended period of time?
A. Yes.
- Q. Were you at Lukes Lounge on Friday after you left home?
A. No.
- Q. How about on Saturday evening, the day after?
A. No.
- Q. When is the last time that you were at Lukes Lounge at Jefferson and Carlton?
A. I think it was either Wednesday or Thursday, early evening.
- Q. While you were at Lukes Lounge, did you ever mention selling a television, or having in your possession a television?
A. No.
- Q. Since you left home Friday did you ever mention to anyone that you had a T.V. or that you wanted to sell a T.V.?
A. No.
- Q. What clothes were you wearing when you left home Friday?
A. The clothes I have on now, except for the blue sweater that I'm wearing. Blue jeans, grey boots(winter), jean jacket with a grey hood attached, a red sweat suit jacket with white and blue stripes, a brown corduroy hat.
- Q. We noticed some stain on your red sweat suit jacket, do we have your permission to take this jacket and have the stain tested for blood?
A. Yes.
- Q. We also observed what appear to be scratch marks on your right hand, backside, How did you get these scratches?
A. I don't know.
- Q. Do you own a television set and what make is it?
A. Yes, it's a Samsung 19 inch color T.V..
- Q. Would you be willing to take a polygraph (lie detector) test regarding this investigation?
A. Yes.
- Q. When you left your house Friday, did you have any money on you?
A. I think I had about 4 or 5 dollars in my pocket.
- Q. What did you do with the K seven bags of cocaine?
A. I sold two of them to [REDACTED], and I shot the rest up.
- Q. Are you employed by anyone?
A. No I'm not.
- Q. Were you ever employed?
A. No I'm not.

Sworn statement of K [REDACTED] continued on page #3!

Sworn statement of K [REDACTED] continued from page #2.

- Q. The last question asked was : Were you ever employed?
A. Yes, I drove cab for Cold Spring Cab Co.. I quit driving for them about two years ago. I'm now on welfare.
- Q. Is this your first or second marriage?
A. This is my second. My first wife [REDACTED] died in November of 19 [REDACTED] in New York City.
- Q. Do you carry a knife?
A. I own a folding knife. It has a blade about 5 or 6 inches long, and it has a brown wooden handle. I don't carry it now.
- Q. Will you turn that knife over to us?
A. Yes.
- Q. Detective [REDACTED] took a photo of your right rear hand area, will you sign and date this photograph?
A. Yes. (deponent signs and dates same)
- Q. We will now show you a Buffalo Police Mug Shot #8 [REDACTED] and ask you if you can identify this black male depicted on the photo?
A. I don't know his name, but I know him from being on [REDACTED] Street. I think he lives down the street. He was at my house last Thursday. He came to our door and asked about an apartment that was for rent next door to us. It was the apartment at 213 [REDACTED].
- Q. Will you sign and date the photo that you just identified?
A. Yes. (deponent signs and dates the photo).
- Q. Can you think of anything else that I haven't asked you which would assist us in this investigation?
A. No.
- Q. I have one more question to ask. When you left your house Friday, did you walk, drive, or take a cab to the locations that you have stated?
A. I walked, except for the time that I was in [REDACTED] car.
- Q. I will now have you read out loud this two and a half page sworn statement. If there are any additions or corrections to be made, tell me now and I will make them. If the statement is true and correct will you sign it?
A. The statement is true and correct and I will sign it.
- Q. Did you accompany us to the Homicide Office on your own free will?
A. Yes I did.
- Q. Did you give us this statement of your own free will?
A. Yes I did.

At this point deponent states that he made a mistake on [REDACTED] ([REDACTED]) address. It is 420 [REDACTED] not 470 [REDACTED].

Statement ended at 2240hrs.

Sworn to and subscribed to, before me,
Commissioner of Deeds

In and for the City of Buffalo,
County of Erie, State of New York
(commission expires 12/31/[REDACTED])

signed [REDACTED]

witness [REDACTED]